

特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年特定個人情報保護委員会告示第5号）の一部改正の新旧対照表
 ○平成26年特定個人情報保護委員会告示第5号（特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編））

（傍線部分は改正部分）

改正案			現行		
特定個人情報の適正な取扱いに関する ガイドライン（事業者編）			特定個人情報の適正な取扱いに関する ガイドライン（事業者編）		
目次			目次		
第1 ～ 第2 （略）			第1 ～ 第2 （略）		
第3 総論			第3 総論		
第3-1 ～ 第3-6 （略）			第3-1 ～ 第3-6 （略）		
（削除）			<u>第3-7 個人情報取扱事業者でない個人番号取扱事業者における特定個人情報の取扱い</u>		
<u>第3-7 本ガイドラインの見直しについて</u>			<u>第3-8 本ガイドラインの見直しについて</u>		
（略）			（略）		
第1 （略）			第1 （略）		
第2 用語の定義等			第2 用語の定義等		
本ガイドラインで使用する用語の定義等については、法令上の定義等に従い、次の表のとおりとする。			本ガイドラインで使用する用語の定義等については、法令上の定義等に従い、次の表のとおりとする。		
項番	用語	定義等	項番	用語	定義等
①	個人情報	生存する個人に関する情報であって、 <u>次の各号のいずれかに該当するもの</u> をいう。	①	個人情報	生存する個人に関する情報であって、 <u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含</u>

改正案			現行		
		<p><u>一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。個人情報保護法第2条第2項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。同法第18条第2項において同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</u></p> <p><u>二 個人識別符号が含まれるもの</u></p> <p>【番号法第2条第3項、個人情報保護法第2条第1項】</p> <p>※ <u>生存する個人の個人番号は、個人識別符号に該当する（個人情報保護法第2条第1項第2号及び第2項、「個人情報の保護に関する法律施行令」（平成15年政令第507号。以下「個人情報保護法施行令」という。）第1条第6号）。</u></p>			<p><u>む。）をいう。</u></p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>【番号法第2条第3項、個人情報保護法第2条第1項】</p> <p>（新設）</p>
②	個人番号	番号法第7条第1項又は第2項の規定により、住	②	個人番号	番号法第7条第1項又は第2項の規定により、住

改正案			現行		
		<p>民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう（番号法第2条第6項及び第7項、第8条並びに第48条並びに附則第3条第1項から第3項まで及び第5項における個人番号）。</p> <p>【番号法第2条第5項】</p>			<p>民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう（番号法第2条第6項及び第7項、第8条並びに第51条並びに附則第3条第1項から第3項まで及び第5項における個人番号）。</p> <p>【番号法第2条第5項】</p>
③	特定個人情報	<p>個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。番号法第7条第1項及び第2項、第8条並びに第48条並びに附則第3条第1項から第3項まで及び第5項を除く。）をその内容に含む個人情報をいう。</p> <p>【番号法第2条第8項】</p> <p>※ 生存する個人の個人番号についても、特定個人情報に該当する（<u>個人情報保護法第2条第1項第2号、番号法第2条第8項</u>）。</p>	③	特定個人情報	<p>個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。番号法第7条第1項及び第2項、第8条並びに第51条並びに附則第3条第1項から第3項まで及び第5項を除く。）をその内容に含む個人情報をいう。</p> <p>【番号法第2条第8項】</p> <p>※ 生存する個人の個人番号についても、特定個人情報に該当する（<u>番号法第1条参照</u>）。</p>
④	個人情報データベース等	<p>個人情報を含む情報の集合物であって、特定の個人情報について電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして<u>個人情報保護法施行令</u>で定めるものをいう。</p>	④	個人情報データベース等	<p>個人情報を含む情報の集合物であって、特定の個人情報について電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして「<u>個人情報の保護に関する法律施行令</u>」（平成15年政令第507号。</p>

改正案			現行		
		【個人情報保護法第2条第4項、個人情報保護法施行令第3条】			以下「個人情報保護法施行令」という。) で定めるものをいう。 【個人情報保護法第2条第2項、個人情報保護法施行令第1条】
⑤・⑥	(略)	(略)	⑤・⑥	(略)	(略)
⑦	個人データ	個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。 【個人情報保護法第2条第6項】	⑦	個人データ	個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。 【個人情報保護法第2条第4項】
⑧	保有個人データ	個人情報取扱事業者(項番⑭)が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして個人情報保護法施行令で定めるもの又は6か月以内に消去することとなるもの以外のものをいう。 【個人情報保護法第2条第7項、個人情報保護法施行令第4条、第5条】	⑧	保有個人データ	個人情報取扱事業者(項番⑭)が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして個人情報保護法施行令で定めるもの又は6か月以内に消去することとなるもの以外のものをいう。 【個人情報保護法第2条第5項、個人情報保護法施行令第3条、第4条】
⑨	情報提供等の記録	総務大臣、情報照会者及び情報提供者又は <u>条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者</u> は、番号法第19条第7号又は第8号の規定により情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の提供の求め又は提供があった場合には、情報提供ネットワークシステムに接続されたその	⑨	情報提供等の記録	総務大臣、情報照会者及び情報提供者は、番号法第19条第7号の規定により情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の提供の求め又は提供があった場合には、情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機(総務大臣においては情報提供ネットワークシ

改正案			現行		
		<p>者の使用する電子計算機（総務大臣においては情報提供ネットワークシステム）に、情報照会者及び情報提供者 <u>又は条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者</u> の名称、提供の求め及び提供の日時、特定個人情報の項目等を記録することとされており、当該記録をいう（→第4-7 2 B）。</p> <p>【番号法第23条、<u>第26条</u>】</p>			<p>ステム）に、情報照会者及び情報提供者の名称、提供の求め及び提供の日時、特定個人情報の項目等を記録することとされており、当該記録をいう（→第4-7 2 B）。</p> <p>【番号法第23条】</p>
⑩～⑬	(略)	(略)	⑩～⑬	(略)	(略)
⑭	個人情報取扱事業者	<p>個人情報データベース等を事業の用に供している者（国の機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人を除く。）をいう。</p> <p>【個人情報保護法 <u>第2条第5項</u>】</p>	⑭	個人情報取扱事業者	<p>個人情報データベース等を事業の用に供している者（国の機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人を除く。） <u>であって、個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数（個人情報保護法施行令で定める者を除く。）の合計が過去6か月以内のいずれの日においても5,000を超えない者以外の者</u> をいう。</p> <p>【個人情報保護法 <u>第2条第3項、個人情報保護法施行令第2条</u>】</p>
(削除)	(削除)	(削除)	⑮	個人情報取扱事業者でない個人番号取扱事業者	<p><u>特定個人情報ファイルを事業の用に供している個人番号関係事務実施者又は個人番号利用事務実施者であって、国の機関、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人以外のもの（番号法第31条）から、⑭の個人情報取扱事業者</u></p>

改正案	現行	
<p>第3 総論</p> <p>第3-1 目的</p> <p>個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）は、個人情報保護法第60条に基づき、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること（個人番号関係事務実施者又は個人番号利用事務実施者に対する指導及び助言その他の措置を講ずることを含む。）を任務としている。本ガイドラインは、番号法第4条及び個人情報保護法第60条に基づき、事業者が特定個人情報の適正な取扱いを確保するための具体的な指針を定めるものである。</p> <p>第3-2 本ガイドラインの適用対象等</p> <p>(1) 本ガイドラインの適用対象</p> <p>番号法は、行政機関等（行政機関、地方公共団体、独立行政法人等又は地方独立行政法人をいう。以下同じ。）又は事業者の別を問わず、個人番号を取り扱う全ての者を適用の対象としており、本ガイドラインは、番号法の適用を受ける者のうち事業者を対象とするものである。</p> <p>なお、事業者のうち金融機関が行う金融業務に関しては、「第4 各論」に相当する部分について、「（別冊）金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」</p>	者	<p><u>を除いた者をいう。</u></p> <p><u>【番号法第32条から第35条まで】</u></p>
	<p>第3 総論</p> <p>第3-1 目的</p> <p>個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）は、個人情報保護法第51条に基づき、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること（個人番号関係事務実施者又は個人番号利用事務実施者に対する指導及び助言その他の措置を講ずることを含む。）を任務としている。本ガイドラインは、番号法第4条及び個人情報保護法第51条に基づき、事業者が特定個人情報の適正な取扱いを確保するための具体的な指針を定めるものである。</p> <p>第3-2 本ガイドラインの適用対象等</p> <p>(1) 本ガイドラインの適用対象</p> <p>番号法は、行政機関等（行政機関、地方公共団体、独立行政法人等又は地方独立行政法人をいう。以下同じ。）又は事業者の別を問わず、個人番号を取り扱う全ての者<u>に適用される。また、個人情報保護法が適用の対象を一定の範囲の者^(注)に限定しているのに対し、番号法は全ての事業者</u>を適用の対象としており、本ガイドラインは、番号法の適用を受ける者のうち事業者を対象とするものである。</p> <p>なお、事業者のうち金融機関が行う金融業務に関しては、</p>	

改正案	現行
<p>を適用するものとする。</p> <p>(削除)</p> <p>(2) (略)</p> <p>第3-3 本ガイドラインの位置付け等</p> <p>(1) 番号法と個人情報保護法との関係</p> <p>全ての事業者は、番号法が特定個人情報について規定している部分の適用を受ける。</p> <p>個人情報取扱事業者は、番号法<u>第30条</u>により適用除外となる部分を除き、特定個人情報について、一般法である個人情報保護法の規定の適用も受ける。</p> <p>(削除)</p>	<p>「第4 各論」に相当する部分について、「(別冊)金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」を適用するものとする。</p> <p><u>(注) 個人情報保護法においては、同法の適用の対象者である個人情報取扱事業者の範囲について、個人情報データベース等を事業の用に供している者(国の機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人を除く。)であって、個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数(同法施行令で定める者を除く。)の合計が過去6か月以内のいずれの日においても5,000を超えない者以外の者としている。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>第3-3 本ガイドラインの位置付け等</p> <p>(1) 番号法と個人情報保護法との関係</p> <p>全ての事業者は、番号法が特定個人情報について規定している部分の適用を受ける。</p> <p>個人情報取扱事業者は、番号法<u>第29条</u>により適用除外となる部分を除き、特定個人情報について、一般法である個人情報保護法の規定の適用も受ける。</p> <p><u>また、番号法においては、個人情報取扱事業者でない個人番号取扱事業者に対しても、特定個人情報に関しては、個人情報保護法に規定されている重要な保護措置に相当する規定を設けていることに留意する必要がある。具体的には、特定個人情報の目的外利用の制限(番号法第32条)、安全管理措置(同法第33条)及び特定個人情報を取り扱う従業者に対する監督義務</u></p>

改正案	現行
<p>(2) 本ガイドラインの位置付け</p> <p>本ガイドラインは、特定個人情報の適正な取扱いについての具体的な指針を定めるものである。</p> <p>また、特定個人情報に関し、番号法に特段の規定がなく個人情報保護法が適用される部分については、<u>個人情報保護委員会</u>が定める「<u>個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン</u>」等（以下「<u>個人情報保護法ガイドライン等</u>」という。）を遵守することを前提としている。</p> <p>第3-4 番号法の特定個人情報に関する保護措置</p> <p>(1) 保護措置の概要</p> <p>（略）</p> <p>ア 特定個人情報の利用制限</p> <p>個人情報保護法は、個人情報の利用目的についてできる限り特定（個人情報保護法第15条）した上で、原則として当該利用目的の範囲内でのみ利用することができるとしている（同法第16条）が、個人情報を利用することができる事務の範囲については特段制限していない。</p> <p>これに対し、番号法においては、個人番号を利用することができる範囲について、社会保障、税及び災害対策に関する特定の事務に限定している（番号法第9条）。また、本来の</p>	<p><u>（同法第34条）である。ただし、これらの規定は、番号法第35条各号に掲げる者については、その特定個人情報を取り扱う目的の全部又は一部が当該各号に定める特定の目的であるときには、適用されない。</u></p> <p>(2) 本ガイドラインの位置付け</p> <p>本ガイドラインは、特定個人情報の適正な取扱いについての具体的な指針を定めるものである。</p> <p>また、特定個人情報に関し、番号法に特段の規定がなく個人情報保護法が適用される部分については、<u>個人情報保護法上の主務大臣が定めるガイドライン・指針等（以下「主務大臣のガイドライン等」という。）</u>を遵守することを前提としている。</p> <p>第3-4 番号法の特定個人情報に関する保護措置</p> <p>(1) 保護措置の概要</p> <p>（略）</p> <p>ア 特定個人情報の利用制限</p> <p>個人情報保護法は、個人情報の利用目的についてできる限り特定（個人情報保護法第15条）した上で、原則として当該利用目的の範囲内でのみ利用することができるとしている（同法第16条）が、個人情報を利用することができる事務の範囲については特段制限していない。</p> <p>これに対し、番号法においては、個人番号を利用することができる範囲について、社会保障、税及び災害対策に関する特定の事務に限定している（番号法第9条）。また、本来の</p>

改正案	現行
<p>利用目的を超えて例外的に特定個人情報を利用することができる範囲について、個人情報保護法における個人情報の利用の場合よりも限定的に定めている（番号法第30条第3項）。さらに、必要な範囲を超えた特定個人情報ファイルの作成を禁止している（同法第29条）。</p> <p>イ・ウ（略）</p> <p>(2) 委員会による監視・監督</p> <p>委員会は、特定個人情報の取扱いに関する監視・監督を行うため、次に掲げる権限を有している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人番号関係事務実施者又は個人番号利用事務実施者に対し、特定個人情報の取扱いに関し、必要な指導及び助言をすることができる。この場合において、<u>行政機関等における</u>特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、当該特定個人情報と共に管理されている特定個人情報以外の個人情報の取扱いに関し、併せて指導及び助言をすることができる（番号法第33条）。 特定個人情報の取扱いに関して法令違反行為が行われた場合において、その適正な取扱いの確保のために必要があると認めるときには、当該違反行為をした者に対し、期限を定めて、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる（同法第34条第1項）。 勧告を受けた者が正当な理由なく勧告に係る措置をとらなかったときには、その者に対し、期限を定めて、勧告に係る 	<p>利用目的を超えて例外的に特定個人情報を利用することができる範囲について、個人情報保護法における個人情報の利用の場合よりも限定的に定めている（番号法第29条第3項、第32条）。さらに、必要な範囲を超えた特定個人情報ファイルの作成を禁止している（同法第28条）。</p> <p>イ・ウ（略）</p> <p>(2) 委員会による監視・監督</p> <p>委員会は、特定個人情報の取扱いに関する監視・監督を行うため、次に掲げる権限を有している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人番号関係事務実施者又は個人番号利用事務実施者に対し、特定個人情報の取扱いに関し、必要な指導及び助言をすることができる。この場合において、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、当該特定個人情報と共に管理されている特定個人情報以外の個人情報の取扱いに関し、併せて指導及び助言をすることができる（番号法第36条）。 特定個人情報の取扱いに関して法令違反行為が行われた場合において、その適正な取扱いの確保のために必要があると認めるときには、当該違反行為をした者に対し、期限を定めて、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる（同法第37条第1項）。 勧告を受けた者が正当な理由なく勧告に係る措置をとらなかったときには、その者に対し、期限を定めて、勧告に係る

改正案	現行
<p>措置をとるべきことを命ずることができる（同条第2項）。</p> <ul style="list-style-type: none"> さらに、特定個人情報の取扱いに関して法令違反行為が行われた場合において、個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該違反行為をした者に対し、期限を定めて、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる（同条第3項）。 特定個人情報を取り扱う者その他の関係者に対し、特定個人情報の取扱いに関し、必要な報告若しくは資料の提出を求めること又は立入検査を行うことができる（同法第35条）。 <p>(3) 罰則の強化</p> <p>個人情報保護法における個人情報取扱事業者に対する罰則の適用は、<u>個人情報データベース等を不正な利益を図る目的で提供等した場合、委員会</u>からの是正命令に違反した場合、虚偽報告を行った場合等に限られている。一方、番号法においては、類似の刑の上限が引き上げられているほか、正当な理由なく特定個人情報ファイルを提供したとき、不正な利益を図る目的で個人番号を提供、盗用したとき、人を欺く等して個人番号を取得したときの罰則を新設する等罰則が強化されている（番号法第48条から第55条まで）。</p> <p>なお、次表①から⑤までは、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用される（同法第56条）。また、法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項目において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若し</p>	<p>措置をとるべきことを命ずることができる（同条第2項）。</p> <ul style="list-style-type: none"> さらに、特定個人情報の取扱いに関して法令違反行為が行われた場合において、個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該違反行為をした者に対し、期限を定めて、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる（同条第3項）。 特定個人情報を取り扱う者その他の関係者に対し、特定個人情報の取扱いに関し、必要な報告若しくは資料の提出を求めること又は立入検査を行うことができる（同法第38条）。 <p>(3) 罰則の強化</p> <p>個人情報保護法における個人情報取扱事業者に対する罰則の適用は、<u>主務大臣</u>からの是正命令に違反した場合、虚偽報告を行った場合等に限られている。一方、番号法においては、類似の刑の上限が引き上げられているほか、正当な理由なく特定個人情報ファイルを提供したとき、不正な利益を図る目的で個人番号を提供、盗用したとき、人を欺く等して個人番号を取得したときの罰則を新設する等罰則が強化されている（番号法第51条から第58条まで）。</p> <p>なお、次表①から⑤までは、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用される（同法第59条）。また、法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項目において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の</p>

改正案				現行			
くは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次表①、②、④又は⑥から⑧までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、罰金刑が科される（同法第57条第1項）。				業務に関して、次表①、②、④又は⑥から⑧までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、罰金刑が科される（同法第60条第1項）。			
項番	行為	番号法	個人情報保護法の類似規定	項番	行為	番号法	個人情報保護法の類似規定
①	(略)	4年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又は併科（第48条）	(略)	①	(略)	4年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又は併科（第51条）	(略)
②	(略)	3年以下の懲役若しくは150万円以下の罰金又は併科（第49条）	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（第83条）	②	(略)	3年以下の懲役若しくは150万円以下の罰金又は併科（第52条）	二
③	(略)	同上（第50条）	(略)	③	(略)	同上（第53条）	(略)
④	(略)	3年以下の懲役又は150万円以下の罰金（第51条）	(略)	④	(略)	3年以下の懲役又は150万円以下の罰金（第54条）	(略)
⑤	(略)	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金（第52条）	(略)	⑤	(略)	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金（第55条）	(略)
⑥	(略)	2年以下の懲役又は50万円以下の罰金（第53条）	6月以下の懲役又は30万円以下の罰金（第84条）	⑥	(略)	2年以下の懲役又は50万円以下の罰金（第56条）	6月以下の懲役又は30万円以下の罰金（第74条）
⑦	(略)	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（第54条）	30万円以下の罰金（第85条）	⑦	(略)	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（第57条）	30万円以下の罰金（第75条）
⑧	(略)	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金（第55条）	(略)	⑧	(略)	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金（第58条）	(略)
第3-5 特定個人情報保護のための主体的な取組について				第3-5 特定個人情報保護のための主体的な取組について			

改正案	現行
<p>事業者が特定個人情報の適正な取扱いを確保するためには、経営者自らが特定個人情報に対する保護措置の重要性について十分な認識を持って適切な経営管理を行うことが重要である。その上で、事業者は、番号法等関係法令並びに本ガイドライン及び<u>個人情報保護法ガイドライン等</u>に従い、特定個人情報の適正な取扱いを確保するための具体的な方策について検討し、実践するとともに、業務の実態、技術の進歩等を踏まえ、点検・見直しを継続的に行う体制を主体的に構築することが重要である。</p> <p>なお、番号法第6条において、個人番号を利用する事業者は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体が個人番号の利用に関し実施する施策に協力するよう努めるものとしてされている。</p> <p>第3-6 特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応</p> <p>個人情報の漏えい事案の発生等個人情報保護法違反又は同法違反のおそれが発覚した場合、個人情報取扱事業者は<u>個人情報保護法ガイドライン等</u>に基づき報告が求められているところであるが、事業者の特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応については、関係省庁等と連携を図ることとし、別に定める。</p> <p>※ 特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応の具体的な内容については、番号法<u>第29条の4</u>及び「特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則」（平成27年特定個人情報保護委員会規則5号）並びに「事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」（平成27年特定個人情報保護委員会告示第2号）を参照のこと。</p> <p>(削除)</p>	<p>事業者が特定個人情報の適正な取扱いを確保するためには、経営者自らが特定個人情報に対する保護措置の重要性について十分な認識を持って適切な経営管理を行うことが重要である。その上で、事業者は、番号法等関係法令並びに本ガイドライン及び<u>主務大臣のガイドライン等</u>に従い、特定個人情報の適正な取扱いを確保するための具体的な方策について検討し、実践するとともに、業務の実態、技術の進歩等を踏まえ、点検・見直しを継続的に行う体制を主体的に構築することが重要である。</p> <p>なお、番号法第6条において、個人番号を利用する事業者は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体が個人番号の利用に関し実施する施策に協力するよう努めるものとしてされている。</p> <p>第3-6 特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応</p> <p>個人情報の漏えい事案の発生等個人情報保護法違反又は同法違反のおそれが発覚した場合、個人情報取扱事業者は<u>主務大臣のガイドライン等</u>に基づき報告が求められているところであるが、事業者の特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応については、関係省庁等と連携を図ることとし、別に定める。</p> <p>※ 特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応の具体的な内容については、番号法<u>第28条の4</u>及び「特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則」（平成27年特定個人情報保護委員会規則5号）並びに「事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」（平成27年特定個人情報保護委員会告示第2号）を参照のこと。</p> <p>第3-7 個人情報取扱事業者でない個人番号取扱事業者における特</p>

改正案	現行
<p>第 3 - 7 (略)</p> <p>第 4 各論</p> <p>第 4 - 1 特定個人情報の利用制限</p> <p>第 4 - 1 - (1) 個人番号の利用制限</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>要点</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (略) ○ (略) <p>(関係条文)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 番号法 第 9 条、<u>第 30 条第 3 項</u> ・ 個人情報保護法 第 16 条 </div> <p>1 個人番号の原則的な取扱い</p> <p>(略)</p> <p>A (略)</p> <p>B 利用目的を超えた個人番号の利用禁止</p> <p style="padding-left: 20px;">a 利用目的を超えた個人番号の利用禁止 (番号法<u>第 30 条第 3 項</u>により読み替えて適用される個人情報保護法第 16 条第 1 項)</p>	<p style="text-align: center;">特定個人情報の取扱い</p> <p style="text-align: center;"><u>個人情報取扱事業者でない個人番号取扱事業者においても、特定個人情報について、個人情報保護法における個人情報より厳格な保護措置を求めている番号法の趣旨に鑑み、番号法に特段の規定が置かれていない事項については、個人情報保護法における個人情報の保護措置に関する規定及び当該部分に係る主務大臣のガイドライン等に従い、適切に取り扱うことが望ましい。</u></p> <p>第 3 - 8 (略)</p> <p>第 4 各論</p> <p>第 4 - 1 特定個人情報の利用制限</p> <p>第 4 - 1 - (1) 個人番号の利用制限</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>要点</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (略) ○ (略) <p>(関係条文)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 番号法 第 9 条、<u>第 29 条第 3 項、第 32 条</u> ・ 個人情報保護法 第 16 条 </div> <p>1 個人番号の原則的な取扱い</p> <p>(略)</p> <p>A (略)</p> <p>B 利用目的を超えた個人番号の利用禁止</p> <p style="padding-left: 20px;">a 利用目的を超えた個人番号の利用禁止 (番号法<u>第 29 条第 3 項</u>により読み替えて適用される個人情報保護法第 16 条第 1 項、<u>番号法第 32 条</u>)</p>

改正案	現行
<p><u>個人情報取扱事業者は、個人番号</u>の利用目的をできる限り特定しなければならない（個人情報保護法第15条第1項）が、その特定の程度としては、本人が、自らの個人番号がどのような目的で利用されるのかを一般的かつ合理的に予想できる程度に具体的に特定する必要がある。</p> <p>＊ 個人番号関係事務の場合、「源泉徴収票作成事務」、「健康保険・厚生年金保険届出事務」のように特定することが考えられる。</p> <p>番号法は、個人情報保護法とは異なり、<u>本人の同意があったとしても</u>、利用目的を超えて特定個人情報を利用してはならないと定めている。</p> <p>したがって、個人番号についても利用目的（個人番号を利用できる事務の範囲で特定した利用目的）の範囲内でのみ利用することができる。利用目的を超えて個人番号を利用する必要がある場合には、当初の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲内で利用目的を変更して、本人への通知等を行うことにより、変更後の利用目的の範囲内で個人番号を利用することができる（個人情報保護法第15条第2項、第18条第3項）。</p> <p>（略）</p> <p>b 合併等の場合（番号法第30条第3項により読み替えて適用される個人情報保護法第16条第2項）</p> <p>（略）</p> <p>2 例外的な取扱いができる場合</p> <p>（略）</p>	<p><u>事業者は、個人番号</u>の利用目的をできる限り特定しなければならない（個人情報保護法第15条第1項）が、その特定の程度としては、本人が、自らの個人番号がどのような目的で利用されるのかを一般的かつ合理的に予想できる程度に具体的に特定する必要がある。</p> <p>＊ 個人番号関係事務の場合、「源泉徴収票作成事務」、「健康保険・厚生年金保険届出事務」のように特定することが考えられる。</p> <p>番号法は、個人情報保護法とは異なり、<u>本人の同意があったとしても</u>、利用目的を超えて特定個人情報を利用してはならないと定めている。</p> <p>したがって、個人番号についても利用目的（個人番号を利用できる事務の範囲で特定した利用目的）の範囲内でのみ利用することができる。利用目的を超えて個人番号を利用する必要がある場合には、当初の利用目的と<u>相当の</u>関連性を有すると合理的に認められる範囲内で利用目的を変更して、本人への通知等を行うことにより、変更後の利用目的の範囲内で個人番号を利用することができる（個人情報保護法第15条第2項、第18条第3項）。</p> <p>（略）</p> <p>b 合併等の場合（番号法第29条第3項により読み替えて適用される個人情報保護法第16条第2項）</p> <p>（略）</p> <p>2 例外的な取扱いができる場合</p> <p>（略）</p>

改正案	現行
<p>a 金融機関が激甚災害時等に金銭の支払を行う場合（番号法第9条第4項、<u>第30条第3項</u>により読み替えて適用される個人情報保護法第16条第3項第1号、番号法施行令^(注)第10条、<u>激甚災害が発生したとき等においてあらかじめ締結した契約に基づく金銭の支払を行うために必要な限度で行う個人番号の利用に関する内閣府令（平成27年内閣府令第74号）</u>）</p> <p>（略）</p> <p>b 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難である場合（番号法<u>第30条第3項</u>により読み替えて適用される個人情報保護法第16条第3項第2号）</p> <p>（略）</p>	<p>a 金融機関が激甚災害時等に金銭の支払を行う場合（番号法第9条第4項、<u>第29条第3項</u>により読み替えて適用される個人情報保護法第16条第3項第1号、<u>番号法第32条</u>、番号法施行令^(注)第10条）</p> <p>（略）</p> <p>b 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難である場合（番号法<u>第29条第3項</u>により読み替えて適用される個人情報保護法第16条第3項第2号、<u>番号法第32条</u>）</p> <p>（略）</p>
<p>第4-1-2) 特定個人情報ファイルの作成の制限</p>	<p>第4-1-2) 特定個人情報ファイルの作成の制限</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>要点</p> <p>○ （略）</p> <p>（関係条文）</p> <p>・ 番号法 <u>第29条</u></p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>要点</p> <p>○ （略）</p> <p>（関係条文）</p> <p>・ 番号法 <u>第28条</u></p> </div>
<p>● 特定個人情報ファイルの作成の制限（番号法<u>第29条</u>）</p> <p>（略）</p>	<p>● 特定個人情報ファイルの作成の制限（番号法<u>第28条</u>）</p> <p>（略）</p>
<p>第4-2 特定個人情報の安全管理措置等</p>	<p>第4-2 特定個人情報の安全管理措置等</p>
<p>第4-2-1) （略）</p>	<p>第4-2-1) （略）</p>
<p>第4-2-2) 安全管理措置</p>	<p>第4-2-2) 安全管理措置</p>
<p>● 安全管理措置（番号法第12条、個人情報保護法第20条、第21条）</p>	<p>● 安全管理措置（番号法第12条、<u>第33条</u>、<u>第34条</u>、個人情報保護法第20条、第21条）</p>

改正案	現行
<p>個人番号関係事務実施者又は個人番号利用事務実施者である事業者は、<u>個人番号（生存する個人のものだけでなく死者のものも含む。）及び特定個人情報</u>（以下「特定個人情報等」という。）の漏えい、滅失又は毀損の防止<u>その他の特定個人情報等</u>の管理のために、必要かつ適切な<u>措置を講じなければならない</u>。また、従業者^(注)に特定個人情報等を取り扱わせるに当たっては、<u>特定個人情報等の安全管理が図られるよう</u>、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>第4-3 特定個人情報の提供制限等</p> <p>第4-3-(1) (略)</p> <p>第4-3-(2) 個人番号の提供の求めの制限、特定個人情報の提供制限</p> <div data-bbox="181 903 1099 1209" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>要点</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (略) ○ (略) <p>(関係条文)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 番号法 第15条、第19条、<u>第30条第3項</u> ・ 個人情報保護法 第23条 </div> <p>1 (略)</p> <p>2 特定個人情報の提供制限（番号法第19条）</p> <p>(略)</p> <p>A 「提供」の意義について</p> <p>「提供」とは、法的な人格を超える特定個人情報の移動を意味</p>	<p>個人番号関係事務実施者又は個人番号利用事務実施者である事業者は、<u>個人番号及び特定個人情報</u>（以下「特定個人情報等」という。）の漏えい、滅失又は毀損の防止<u>等、特定個人情報等</u>の管理のために、必要かつ適切な<u>安全管理措置を講じなければならない</u>。また、従業者^(注)に特定個人情報等を取り扱わせるに当たっては、<u>特定個人情報等の安全管理措置が適切に講じられるよう</u>、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>第4-3 特定個人情報の提供制限等</p> <p>第4-3-(1) (略)</p> <p>第4-3-(2) 個人番号の提供の求めの制限、特定個人情報の提供制限</p> <div data-bbox="1153 903 2072 1209" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>要点</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (略) ○ (略) <p>(関係条文)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 番号法 第15条、第19条、<u>第29条第3項</u> ・ 個人情報保護法 第23条 </div> <p>1 (略)</p> <p>2 特定個人情報の提供制限（番号法第19条）</p> <p>(略)</p> <p>A 「提供」の意義について</p> <p>「提供」とは、法的な人格を超える特定個人情報の移動を意味</p>

改正案	現行
<p>するものであり、同一法人の内部等の法的な人格を超えない特定個人情報の移動は「提供」ではなく「利用」に当たり、利用制限（番号法第9条、<u>第29条、第30条第3項</u>）に従うこととなる。</p> <p>なお、個人情報保護法においては、特定の者との間で共同して<u>利用される個人データが当該特定の者に提供される</u>場合には、第三者提供に当たらないとしている（個人情報保護法<u>第23条第5項第3号</u>）が、番号法においては、個人情報保護法<u>第23条第5項第3号</u>の適用を除外している（番号法<u>第30条第3項</u>）ことから、この場合も通常の「提供」に当たり、提供制限（同法第14条から第16条まで、第19条、第20条、<u>第30条第3項</u>）に従うこととなる。</p> <p>（略）</p> <p>B 特定個人情報を提供できる場合（番号法第19条第1号から<u>第15号</u>まで）</p> <p>（略）</p> <p>a ~ d （略）</p> <p>e 情報提供ネットワークシステムを通じた提供（第7号<u>及び第8号</u>、番号法施行令第21条）</p> <p>番号法別表第2に記載されている行政機関等及び健康保険組合等の間で、同表の事務に関し、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の提供を行うものである。<u>また、同法第9条第2項の規定に基づき条例で定める事務のうち同表の事務に準じて個人情報保護委員会規則（以下「委員会規則」という。）で定めるものを処理する地方公共団体の長その他の執</u></p>	<p>するものであり、同一法人の内部等の法的な人格を超えない特定個人情報の移動は「提供」ではなく「利用」に当たり、利用制限（番号法第9条、<u>第28条、第29条第3項、第32条</u>）に従うこととなる。</p> <p>なお、個人情報保護法においては、<u>個人データを</u>特定の者との間で共同して<u>利用する</u>場合には、第三者提供に当たらないとしている（個人情報保護法<u>第23条第4項第3号</u>）が、番号法においては、個人情報保護法<u>第23条第4項第3号</u>の適用を除外している（番号法<u>第29条第3項</u>）ことから、この場合も通常の「提供」に当たり、提供制限（同法第14条から第16条まで、第19条、第20条、<u>第29条第3項</u>）に従うこととなる。</p> <p>（略）</p> <p>B 特定個人情報を提供できる場合（番号法第19条第1号から<u>第14号</u>まで）</p> <p>（略）</p> <p>a ~ d （略）</p> <p>e 情報提供ネットワークシステムを通じた提供（第7号、番号法施行令第21条）</p> <p>番号法別表第2に記載されている行政機関等及び健康保険組合等の間で、同表の事務に関し、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の提供を行うものである。したがって、健康保険組合等以外の事業者は、情報提供ネットワークシステムを使用することはない。</p>

改正案	現行
<p><u>行機関であって委員会規則で定めるものが、その事務の内容に応じて委員会規則で定める個人番号利用事務実施者に対し、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の提供を行うものもある。</u>したがって、健康保険組合等以外の事業者は、情報提供ネットワークシステムを使用することはない。</p> <p>f 委員会からの提供の求め (第12号) 委員会が、特定個人情報の取扱いに関し、番号法<u>第35条第1項</u>の規定により、特定個人情報の提出を求めた場合には、この求めに応じ、<u>委員会に対し、特定個人情報を提供しなければならない。</u></p> <p>g 各議院審査等その他公益上の必要があるときの提供 (第13号、番号法施行令第26条、同施行令別表) (略)</p> <p>h 人の生命、身体又は財産の保護のための提供 (第14号) (略)</p> <p>C 個人情報保護法上の第三者提供との違い (略)</p> <p>* 個人情報保護法<u>第28条</u>に基づく<u>開示の請求</u>、同法<u>第29条</u>に基づく<u>訂正等の請求</u>又は同法<u>第30条</u>に基づく<u>利用停止等の請求</u>において、本人から個人番号を付して<u>請求が行われた場合</u>や本人に対しその個人番号又は特定個人情報を提供する場合は、番号法第19条各号に定めはないものの、法の解釈上当然に特定個人情報の提供が認められるべき場合であり、特定個人情報を提供することができる。</p> <p>第4-3-(3) 収集・保管制限</p>	<p>f 委員会からの提供の求め (第11号) 委員会が、特定個人情報の取扱いに関し、番号法<u>第38条第1項</u>の規定により、特定個人情報の提出を求めた場合には、この求めに応じ、<u>委員会に対し、特定個人情報を提供しなければならない。</u></p> <p>g 各議院審査等その他公益上の必要があるときの提供 (第12号、番号法施行令第26条、同施行令別表) (略)</p> <p>h 人の生命、身体又は財産の保護のための提供 (第13号) (略)</p> <p>C 個人情報保護法上の第三者提供との違い (略)</p> <p>* 個人情報保護法<u>第25条</u>に基づく<u>開示の求め</u>、同法<u>第26条</u>に基づく<u>訂正等の求め</u>又は同法<u>第27条</u>に基づく<u>利用停止等の求め</u>において、本人から個人番号を付して<u>求めが行われた場合</u>や本人に対しその個人番号又は特定個人情報を提供する場合は、番号法第19条各号に定めはないものの、法の解釈上当然に特定個人情報の提供が認められるべき場合であり、特定個人情報を提供することができる。</p> <p>第4-3-(3) 収集・保管制限</p>

改正案	現行
<p>要点</p> <p>○ (略)</p> <p>(関係条文)</p> <p>・番号法 第20条</p> <p>・<u>個人情報保護法 第19条</u></p> <p>● 収集・保管の制限 (番号法第20条)</p> <p>(略)</p> <p>A (略)</p> <p>B 保管制限と廃棄</p> <p>個人番号は、番号法で限定的に明記された事務を処理するために収集又は保管されるものであるから、それらの事務を行う必要がある場合に限り特定個人情報を保管し続けることができる。また、個人番号が記載された書類等については、所管法令によって一定期間保存が義務付けられているものがあるが、これらの書類等に記載された個人番号については、その期間保管することとなる。</p> <p>一方、<u>それらの事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令において定められている保存期間を経過した場合には、個人番号をできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければならない。</u>なお、その個人番号部分を復元できない程度にマスキング又は削除した上で保管を継続することは<u>可能であるが、それが個人データに該当する場合において、利用する必要がなくなったときは、その個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない(個人情報保護法第19条)。</u></p>	<p>要点</p> <p>○ (略)</p> <p>(関係条文)</p> <p>・番号法 第20条</p> <p>(新設)</p> <p>● 収集・保管の制限 (番号法第20条)</p> <p>(略)</p> <p>A (略)</p> <p>B 保管制限と廃棄</p> <p>個人番号は、番号法で限定的に明記された事務を処理するために収集又は保管されるものであるから、それらの事務を行う必要がある場合に限り特定個人情報を保管し続けることができる。また、個人番号が記載された書類等については、所管法令によって一定期間保存が義務付けられているものがあるが、これらの書類等に記載された個人番号については、その期間保管することとなる。</p> <p>一方、<u>それらの事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令において定められている保存期間を経過した場合には、個人番号をできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければならない。</u>なお、その個人番号部分を復元できない程度にマスキング又は削除した上で保管を継続することは<u>可能である。</u></p>

改正案	現行
<p>(略)</p> <p>第4-3-(4) (略)</p> <p>第4-4 第三者提供の停止に関する取扱い</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>要点</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (略) ○ (略) <p>(関係条文)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法 第30条第3項 ・個人情報保護法 第30条 </div> <p>● 第三者提供の停止 (番号法第30条第3項により読み替えて適用される個人情報保護法第30条第3項及び第4項)</p> <p>特定個人情報を提供することができるのは、番号法第19条各号に当てはまる場合に限定されており、それ以外の場合で特定個人情報を提供してはならない。<u>本人は、個人情報取扱事業者に対し、保有個人データである特定個人情報が同条各号に違反して違法に第三者に提供されているときは、当該特定個人情報の第三者への提供の停止を請求することができる。個人情報取扱事業者は、当該請求を受けた場合であって、当該請求に理由があることが判明したときには、遅滞なく、当該特定個人情報の第三者への提供を停止しなければならない。</u></p> <p>ただし、第三者への提供を停止することが困難であり、本人の権利利益を保護するために代替りの措置をとるときは、第三者への提供を停止しないことが認められており、この点は従来の個人情報保護法の取扱いと同様である。</p> <p>第4-5 特定個人情報保護評価</p>	<p>(略)</p> <p>第4-3-(4) (略)</p> <p>第4-4 第三者提供の停止に関する取扱い</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>要点</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (略) ○ (略) <p>(関係条文)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法 第29条第3項 ・個人情報保護法 第27条 </div> <p>● 第三者提供の停止 (番号法第29条第3項により読み替えて適用される個人情報保護法第27条第2項)</p> <p>特定個人情報を提供することができるのは、番号法第19条各号に当てはまる場合に限定されており、それ以外の場合で特定個人情報を提供してはならない。<u>保有個人データである特定個人情報が、同条各号に違反して違法に第三者に提供されているという理由により、本人から第三者への当該特定個人情報の提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときには、遅滞なく、当該特定個人情報の第三者への提供を停止しなければならない。</u></p> <p>ただし、第三者への提供を停止することが困難であり、本人の権利利益を保護するために代替りの措置をとるときは、第三者への提供を停止しないことが認められており、この点は従来の個人情報保護法の取扱いと同様である。</p> <p>第4-5 特定個人情報保護評価</p>

改正案	現行
<p>● 特定個人情報保護評価（番号法第27条、第28条） （略）</p> <p>第4－6 個人情報保護法の主な規定</p> <p>個人情報取扱事業者は、特定個人情報の適正な取扱いについて、次のとおり個人情報保護法の適用を受けるので留意する<u>必要がある</u>（番号法第30条第3項により個人情報保護法第16条第3項第3号及び第4号、第17条第2項並びに第23条から第26条までの規定は適用除外）。</p> <p>A 利用目的の特定（個人情報保護法第15条）</p> <p>a （略）</p> <p>b 利用目的の変更（第2項）</p> <p>個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。</p> <p>B 利用目的の通知等（個人情報保護法第18条）</p> <p>a （略）</p> <p>b 利用目的の明示（第2項）</p> <p>個人情報取扱事業者は、aの規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（<u>電磁的記録</u>を含む。以下bにおいて同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。</p>	<p>● 特定個人情報保護評価（番号法第26条、第27条） （略）</p> <p>第4－6 個人情報保護法の主な規定</p> <p><u>事業者のうち</u>、個人情報取扱事業者は、特定個人情報の適正な取扱いについて、次のとおり個人情報保護法の適用を受けるので留意する<u>必要がある</u>。</p> <p>A 利用目的の特定（個人情報保護法第15条）</p> <p>a （略）</p> <p>b 利用目的の変更（第2項）</p> <p>個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と<u>相当の</u>関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。</p> <p>B 利用目的の通知等（個人情報保護法第18条）</p> <p>a （略）</p> <p>b 利用目的の明示（第2項）</p> <p>個人情報取扱事業者は、aの規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（<u>電子的方式等で作られる記録</u>を含む。以下bにおいて同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、こ</p>

改正案	現行
<p>c・d (略)</p> <p>C データ内容の正確性の確保等 (個人情報保護法第19条)</p> <p>個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つ<u>とともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去する</u>よう努めなければならない。</p> <p>D 適正取得 (個人情報保護法第17条第1項)</p> <p>(略)</p> <p>E 保有個人データに関する事項の公表等 (個人情報保護法第27条、個人情報保護法施行令第8条)</p> <p>a 保有個人データに関する事項の公表 (第1項)</p> <p>個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、i 当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称、ii 全ての保有個人データの利用目的 (B d i から iii までに該当する場合を除く。)、iii 利用目的の通知、開示、訂正等、<u>利用停止等による請求</u>に応じる手続等、iv i から iii までに掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項として個人情報保護法施行令第8条で定めるものについて、本人の知り得る状態 (本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。) に置かなければならない。</p> <p>b・c (略)</p> <p>F 開示 (個人情報保護法第28条、個人情報保護法施行令第9条)</p> <p>a 開示の請求 (第1項)</p> <p><u>本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保</u></p>	<p>の限りでない。</p> <p>c・d (略)</p> <p>C データ内容の正確性の確保 (個人情報保護法第19条)</p> <p>個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。</p> <p>D 適正取得 (個人情報保護法第17条)</p> <p>(略)</p> <p>E 保有個人データに関する事項の公表等 (個人情報保護法第24条、個人情報保護法施行令第5条)</p> <p>a 保有個人データに関する事項の公表 (第1項)</p> <p>個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、i 当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称、ii 全ての保有個人データの利用目的 (B d i から iii までに該当する場合を除く。)、iii 利用目的の通知、開示、訂正等、<u>利用停止等の求め</u>に応じる手続等、iv i から iii までに掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項として個人情報保護法施行令第5条で定めるものについて、本人の知り得る状態 (本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。) に置かなければならない。</p> <p>b・c (略)</p> <p>F 開示 (個人情報保護法第25条、個人情報保護法施行令第6条)</p> <p>(新設)</p>

改正案	現行
<p><u>有個人データの開示を請求することができる。</u></p> <p>b 開示（第2項）</p> <p>個人情報取扱事業者は、<u>aの規定による請求を受けた</u>ときは、本人に対し、個人情報保護法施行令第9条で定める方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより、i 本人等の権利利益を害するおそれがある場合、ii 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、iii 他の法令に違反することとなる場合のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。</p> <p>c 本人に対する通知（第3項）</p> <p>個人情報取扱事業者は、aの規定による請求に係る保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたとき、<u>又は当該保有個人データが存在しないとき</u>は、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。</p> <p>d 他の法令による開示（第4項）</p> <p>他の法令の規定により、本人に対しbの本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、<u>a及びbの規定</u>は、適用しない。</p> <p>G 訂正等（個人情報保護法第29条）</p>	<p>a 開示（第1項）</p> <p>個人情報取扱事業者は、<u>本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を求められた</u>ときは、本人に対し、個人情報保護法施行令第6条で定める方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより、i 本人等の権利利益を害するおそれがある場合、ii 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、iii 他の法令に違反することとなる場合のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。</p> <p>b 本人に対する通知（第2項）</p> <p>個人情報取扱事業者は、aの規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。</p> <p>c 他の法令による開示（第3項）</p> <p>他の法令の規定により、本人に対しaの本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、<u>aの規定</u>は、適用しない。</p> <p>G 訂正等（個人情報保護法第26条）</p>

改正案	現行
<p><u>a 訂正等の請求（第1項）</u> <u>本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないときは、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下Gにおいて「訂正等」という。）を請求することができる。</u></p> <p><u>b 訂正等（第2項）</u> 個人情報取扱事業者は、<u>aの規定による請求を受けた</u>場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。</p> <p><u>c 本人に対する通知（第3項）</u> 個人情報取扱事業者は、aの規定による請求に係る保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。</p> <p>H 利用停止等（個人情報保護法第30条） <u>a 利用停止等の請求（第1項）</u> <u>本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第4-1-(1)1B（利用目的を超えた個人番号の</u></p>	<p>(新設)</p> <p><u>a 訂正等（第1項）</u> 個人情報取扱事業者は、<u>本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下a及びbにおいて「訂正等」という。）を求められた</u>場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。</p> <p><u>b 本人に対する通知（第2項）</u> 個人情報取扱事業者は、aの規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。</p> <p>H 利用停止等（個人情報保護法第27条） (新設)</p>

改正案	現行
<p><u>利用禁止)の規定に違反して取り扱われているとき又はDの規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下Hにおいて「利用停止等」という。）を請求することができる。</u></p> <p>b 利用停止等（第2項）</p> <p>個人情報取扱事業者は、<u>aの規定による請求を受けた場合であって、その請求</u>に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。</p> <p>c 本人に対する通知（第5項）</p> <p>個人情報取扱事業者は、aの規定<u>による請求に係る</u>保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は<u>第4-4（第三者提供の停止に関する取扱い）</u>の規定<u>による請求に係る</u>保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたとき</p>	<p>a 利用停止等（第1項）</p> <p>個人情報取扱事業者は、<u>本人から、当該本人が識別される保有個人データが第4-1-(1)1B（利用目的を超えた個人番号の利用禁止）の規定に違反して取り扱われているという理由又はDの規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下a及びbにおいて「利用停止等」という。）を求められた場合であって、その求め</u>に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。</p> <p>b 本人に対する通知（第3項）</p> <p>個人情報取扱事業者は、aの規定<u>に基づき求められた</u>保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は<u>個人情報保護法第27条第2項の規定に基づき求められた</u>保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対</p>

改正案	現行
<p>は、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。</p> <p>I 理由の説明（個人情報保護法第31条）</p> <p>個人情報取扱事業者は、E c、F c、G c又はH cの規定により、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。</p> <p>J 開示等の請求等に応じる手続（個人情報保護法第32条、個人情報保護法施行令第10条、第11条）</p> <p>a 開示等の請求の受付方法（第1項）</p> <p>個人情報取扱事業者は、E bの規定による求め又はF a、G a若しくはH a若しくは第4-4（第三者提供の停止に関する取扱い）の規定による請求（以下J及び個人情報保護法第53条第1項において「開示等の請求等」という。）に関し、個人情報保護法施行令第10条で定めるところにより、その求め又は請求を受け付ける方法を定めることができる。この場合において、本人は、当該方法に従って、開示等の請求等を行わなければならない。</p> <p>b 特定するに足る事項の提示（第2項）</p> <p>個人情報取扱事業者は、本人に対し、開示等の請求等に関し、その対象となる保有個人データを特定するに足る事項の提示を求めることができる。この場合において、個人情報取扱事業者は、本人が容易かつ的確に開示等の請求等を行うことができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。</p>	<p>し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。</p> <p>I 理由の説明（個人情報保護法第28条）</p> <p>個人情報取扱事業者は、E c、F b、G b又はH bの規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。</p> <p>J 開示等の求めに応じる手続（個人情報保護法第29条、個人情報保護法施行令第7条、第8条）</p> <p>a 開示等の求めの受付方法（第1項）</p> <p>個人情報取扱事業者は、E b、F a、G a又はH a若しくは第4-4（第三者提供の停止に関する取扱い）の規定による求め（以下aからdまでにおいて「開示等の求め」という。）に関し、個人情報保護法施行令第7条で定めるところにより、その求めを受け付ける方法を定めることができる。この場合において、本人は、当該方法に従って、開示等の求めを行わなければならない。</p> <p>b 特定するに足る事項の提示（第2項）</p> <p>個人情報取扱事業者は、本人に対し、開示等の求めに関し、その対象となる保有個人データを特定するに足る事項の提示を求めることができる。この場合において、個人情報取扱事業者は、本人が容易かつ的確に開示等の求めを行うことができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。</p>

改正案	現行
<p>c 代理人（第3項）</p> <p><u>開示等の請求等</u>は、個人情報保護法施行令 <u>第11条</u>で定めるところにより、代理人によってすることができる。</p> <p>d 本人に対する配慮（第4項）</p> <p>個人情報取扱事業者は、a から c までの規定に基づき <u>開示等の請求等</u>に応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。</p> <p>K 手数料（個人情報保護法 <u>第33条</u>）</p> <p>a 手数料の徴収（第1項）</p> <p>個人情報取扱事業者は、E b の規定による利用目的の通知 <u>を求められたとき、又は F a の規定による開示の請求を受けた</u>ときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。</p> <p>b（略）</p> <p>L 事前の請求（個人情報保護法 <u>第34条</u>）</p> <p>a 事前の請求（第1項）</p> <p><u>本人は、F a、G a 又は H a 若しくは第4-4（第三者提供の停止に関する取扱い）の規定による請求に係る訴えを提起しようとするときは、その訴えの被告となるべき者に対し、あらかじめ、当該請求を行い、かつ、その到達した日から2週間を経過した後でなければ、その訴えを提起することができない。ただし、当該訴えの被告となるべき者がその請求を拒んだときは、この限りでない。</u></p> <p>b みなす規定（第2項）</p> <p><u>a の請求は、その請求が通常到達すべきであった時に、到達し</u></p>	<p>c 代理人（第3項）</p> <p><u>開示等の求め</u>は、個人情報保護法施行令 <u>第8条</u>で定めるところにより、代理人によってすることができる。</p> <p>d 本人に対する配慮（第4項）</p> <p>個人情報取扱事業者は、a から c までの規定に基づき <u>開示等の求め</u>に応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。</p> <p>K 手数料（個人情報保護法 <u>第30条</u>）</p> <p>a 手数料の徴収（第1項）</p> <p>個人情報取扱事業者は、E b の規定による利用目的の通知 <u>又は F a の規定による開示を求められた</u>ときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。</p> <p>b（略）</p> <p>(新設)</p>

改正案	現行
<p><u>たものとみなす。</u></p> <p>c 仮処分命令の申立てについての準用（第3項）</p> <p><u>a 及び b の規定は、F a、G a 又は H a 若しくは第 4-4（第三者提供の停止に関する取扱い）の規定による請求に係る仮処分命令の申立てについて準用する。</u></p> <p>M 苦情の処理（個人情報保護法第35条）</p> <p>a・b （略）</p> <p>第 4-7 個人番号利用事務実施者である健康保険組合等における措置等</p> <p>（略）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の情報連携等</p> <p>（略）</p> <p>A 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の情報連携</p> <p>「情報提供ネットワークシステム」とは、<u>番号法第19条第7号又は第8号の規定に基づき</u>、行政機関等及び健康保険組合等の間で、特定個人情報について安全かつ効率的に情報連携を行うためのシステムである。このシステムを通じて特定個人情報に関する情報連携を行うことができる場合については、同法別表第2 <u>又は同法第9条第2項の規定に基づいて条例で定める事務のうち別表第2の事務に準ずるものとして委員会規則で定めるものに限定</u>されている。</p> <p>※ 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供を求める者を「情報照会者」<u>（番号法第19条第7号）又は「条例事務関係情</u></p>	<p>L 苦情の処理（個人情報保護法第31条）</p> <p>a・b （略）</p> <p>第 4-7 個人番号利用事務実施者である健康保険組合等における措置等</p> <p>（略）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の情報連携等</p> <p>（略）</p> <p>A 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の情報連携</p> <p>「情報提供ネットワークシステム」とは、<u>番号法第19条第7号の規定に基づき</u>、行政機関等及び健康保険組合等の間で、特定個人情報について安全かつ効率的に情報連携を行うためのシステムである。このシステムを通じて特定個人情報に関する情報連携を行うことができる場合については、同法別表第2 <u>に限定的に明記</u>されている。</p> <p>※ 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供を求める者を「情報照会者」といい、当該特定個人情報を保有し情報提供ネ</p>

改正案	現行
<p><u>報照会者</u>」(同法第19条第8号)といい、当該特定個人情報を保有し情報提供ネットワークシステムを通じて提供する者を「情報提供者」(同法第19条第7号)又は「<u>条例事務関係情報提供者</u>」(同法第19条第8号)という。また、番号法第19条第7号の規定に基づいて行う情報連携に関する事務を「<u>情報提供等事務</u>」<u>といい、同法第19条第8号の規定に基づいて行う情報連携に関する事務を「条例事務関係情報提供等事務」という</u>(同法第24条、第26条)。</p> <p>a 情報提供ネットワークシステム(番号法第21条、第26条)</p> <p>情報提供ネットワークシステムは、総務大臣が、委員会と協議の上、設置し、管理するものであり、<u>番号法第19条第7号又は第8号</u>に基づいて、<u>情報照会者又は条例事務関係情報照会者</u>から特定個人情報の提供の求めがあった場合、総務大臣は、情報提供ネットワークシステムを通じて、その旨を<u>情報提供者又は条例事務関係情報提供者</u>に通知しなければならない。</p> <p>b 特定個人情報の提供(番号法第22条、第26条)</p> <p><u>情報提供者又は条例事務関係情報提供者</u>は、総務大臣から通知を受けたときは、<u>情報照会者又は条例事務関係情報照会者</u>から求められている特定個人情報を提供しなければならない。</p> <p><u>法令又は条例</u>の規定により当該特定個人情報と同一の内容の書面の提出が義務付けられている場合、情報提供ネットワークシステムを通じて<u>情報提供者又は条例事務関係情報提供者</u>から特定個人情報が提供されたときには、その書面の提出があったものとみなされる。</p> <p>(略)</p>	<p>ットワークシステムを通じて提供する者を「<u>情報提供者</u>」<u>という</u>(番号法第19条第7号)。また、番号法第19条第7号の規定に基づいて行う情報連携に関する事務を「<u>情報提供等事務</u>」<u>という</u>(同法第24条)。</p> <p>a 情報提供ネットワークシステム(番号法第21条)</p> <p>情報提供ネットワークシステムは、総務大臣が、委員会と協議の上、設置し、管理するものであり、<u>番号法第19条第7号</u>に基づいて、<u>情報照会者</u>から特定個人情報の提供の求めがあった場合、総務大臣は、情報提供ネットワークシステムを通じて、その旨を<u>情報提供者</u>に通知しなければならない。</p> <p>b 特定個人情報の提供(番号法第22条)</p> <p><u>情報提供者</u>は、総務大臣から通知を受けたときは、<u>情報照会者</u>から求められている特定個人情報を提供しなければならない。</p> <p><u>法令</u>の規定により当該特定個人情報と同一の内容の書面の提出が義務付けられている場合、情報提供ネットワークシステムを通じて<u>情報提供者</u>から特定個人情報が提供されたときには、その書面の提出があったものとみなされる。</p> <p>(略)</p>

改正案	現行
<p>B 情報提供等の記録（番号法第23条、第26条、番号法施行令第29条、第29条の2）</p> <p>総務大臣、情報照会者及び<u>情報提供者又は条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者は</u>、番号法第19条第7号又は第8号の規定に基づく特定個人情報の提供の求め又は提供があった場合には、情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機（総務大臣においては情報提供ネットワークシステム）に、<u>情報照会者及び情報提供者又は条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者の</u>名称、提供の求め及び提供の日時、特定個人情報の項目等を記録し、7年間保存しなければならない。</p> <p>C 秘密の管理等（番号法第24条、第25条、第26条）</p> <p>総務大臣、情報照会者及び<u>情報提供者又は条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者は</u>、<u>情報提供等事務又は条例事務関係情報提供等事務</u>に関する秘密について、その漏えいの防止その他の適切な管理のために、<u>情報提供ネットワークシステム並びに情報照会者及び情報提供者又は条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者が情報提供等事務又は条例事務関係情報提供等事務</u>に使用する電子計算機の安全性及び信頼性を確保することその他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>D 情報提供等の記録の取扱い（番号法第31条第4項）</p> <p>情報提供等の記録については、番号法第31条第4項によって独立行政法人等個人情報保護法が準用又は読み替えて準用されることから、<u>次のとおり取り扱わなければならない</u>。</p>	<p>B 情報提供等の記録（番号法第23条、番号法施行令第29条）</p> <p>総務大臣、情報照会者及び<u>情報提供者は</u>、番号法第19条第7号の規定に基づく特定個人情報の提供の求め又は提供があった場合には、情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機（総務大臣においては情報提供ネットワークシステム）に、<u>情報照会者及び情報提供者の</u>名称、提供の求め及び提供の日時、特定個人情報の項目等を記録し、7年間保存しなければならない。</p> <p>C 秘密の管理等（番号法第24条、第25条）</p> <p>総務大臣、情報照会者及び<u>情報提供者は</u>、<u>情報提供等事務</u>に関する秘密について、その漏えいの防止その他の適切な管理のために、<u>情報提供ネットワークシステム並びに情報照会者及び情報提供者が情報提供等事務</u>に使用する電子計算機の安全性及び信頼性を確保することその他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>D 情報提供等の記録の取扱い（番号法第30条第4項）</p> <p>情報提供等の記録については、番号法第30条第4項によって独立行政法人等個人情報保護法が準用又は読み替えて準用されることから、<u>次のとおり取り扱わなければならない</u>。</p>

改正案	現行
<p>この場合、情報提供等の記録については、情報提供ネットワークシステムと接続された中間サーバーにおいて保管、管理されていることから、中間サーバーにおける適正な取扱いが確保されなければならない。</p> <p>a 利用目的を超えた利用の禁止（番号法第31条第4項により読み替えて準用される独立行政法人等個人情報保護法第9条第1項） （略）</p> <p>b 利用目的の特定（番号法第31条第4項により準用される独立行政法人等個人情報保護法第3条第1項及び第3項） （略）</p> <p>c 正確性の確保（番号法第31条第4項により準用される独立行政法人等個人情報保護法第6条） （略）</p> <p>d 保有の制限（番号法第31条第4項により準用される独立行政法人等個人情報保護法第3条第2項） （略）</p> <p>e 適正取得（番号法第31条第4項により準用される独立行政法人等個人情報保護法第5条） （略）</p> <p>f 安全確保の措置（番号法第31条第4項により準用される独立行政法人等個人情報保護法第7条） （略）</p> <p>g 従業者の義務（番号法第31条第4項により準用される独立行</p>	<p>この場合、情報提供等の記録については、情報提供ネットワークシステムと接続された中間サーバーにおいて保管、管理されていることから、中間サーバーにおける適正な取扱いが確保されなければならない。</p> <p>a 利用目的を超えた利用の禁止（番号法第30条第4項により読み替えて準用される独立行政法人等個人情報保護法第9条第1項） （略）</p> <p>b 利用目的の特定（番号法第30条第4項により準用される独立行政法人等個人情報保護法第3条第1項及び第3項） （略）</p> <p>c 正確性の確保（番号法第30条第4項により準用される独立行政法人等個人情報保護法第6条） （略）</p> <p>d 保有の制限（番号法第30条第4項により準用される独立行政法人等個人情報保護法第3条第2項） （略）</p> <p>e 適正取得（番号法第30条第4項により準用される独立行政法人等個人情報保護法第5条） （略）</p> <p>f 安全確保の措置（番号法第30条第4項により準用される独立行政法人等個人情報保護法第7条） （略）</p> <p>g 従業者の義務（番号法第30条第4項により準用される独立行</p>

改正案	現行
<p>政法人等個人情報保護法第8条) (略)</p> <p>h 開示</p> <p>情報提供等の記録の開示については、独立行政法人等個人情報保護法第12条から第20条まで、第23条、第24条及び第26条が準用される。なお、次に掲げる事項については、番号法<u>第31条第4項</u>によって読み替えて準用されるため留意する必要がある。</p> <p>① 開示請求の代理人 (番号法<u>第31条第4項</u>により読み替えて準用される独立行政法人等個人情報保護法第12条第2項、第13条第2項、第14条第1号) (略)</p> <p>② 第三者に対する意見書提出の機会の付与等 (番号法<u>第31条第4項</u>により読み替えて準用される独立行政法人等個人情報保護法第23条第1項、番号法<u>第31条第4項</u>により準用される独立行政法人等個人情報保護法第23条第2項) (略)</p> <p>③ 開示の手数料 (番号法<u>第31条第4項</u>により読み替えて準用される独立行政法人等個人情報保護法第26条第1項) (略)</p> <p>i 訂正等</p> <p>情報提供等の記録の訂正等については、独立行政法人等個人情報保護法第27条から第32条まで及び第35条が準用される。なお、次に掲げる事項については、番号法<u>第31条第4項</u>によって</p>	<p>政法人等個人情報保護法第8条) (略)</p> <p>h 開示</p> <p>情報提供等の記録の開示については、独立行政法人等個人情報保護法第12条から第20条まで、第23条、第24条及び第26条が準用される。なお、次に掲げる事項については、番号法<u>第30条第4項</u>によって読み替えて準用されるため留意する必要がある。</p> <p>① 開示請求の代理人 (番号法<u>第30条第4項</u>により読み替えて準用される独立行政法人等個人情報保護法第12条第2項、第13条第2項、第14条第1号) (略)</p> <p>② 第三者に対する意見書提出の機会の付与等 (番号法<u>第30条第4項</u>により読み替えて準用される独立行政法人等個人情報保護法第23条第1項、番号法<u>第30条第4項</u>により準用される独立行政法人等個人情報保護法第23条第2項) (略)</p> <p>③ 開示の手数料 (番号法<u>第30条第4項</u>により読み替えて準用される独立行政法人等個人情報保護法第26条第1項) (略)</p> <p>i 訂正等</p> <p>情報提供等の記録の訂正等については、独立行政法人等個人情報保護法第27条から第32条まで及び第35条が準用される。なお、次に掲げる事項については、番号法<u>第30条第4項</u>によって</p>

改正案	現行
<p>読み替えて準用されるため留意する必要がある。</p> <p>① 訂正請求の代理人（番号法第31条第4項により読み替えて準用される独立行政法人等個人情報保護法第27条第2項、第28条第2項） （略）</p> <p>② 情報提供等の記録の提供先への通知（番号法第31条第4項により読み替えて準用される独立行政法人等個人情報保護法第35条） 情報提供等の記録の訂正等が行われた場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び情報照会者若しくは情報提供者又は条例事務関係情報照会者に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>j 開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等（番号法第31条第4項により準用される独立行政法人等個人情報保護法第46条第1項） （略）</p> <p style="text-align: center;">（別添）特定個人情報に関する安全管理措置 （事業者編）</p> <p>【目次】 （略）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>要点</p> <p>○ 番号法における安全管理措置の考え方 番号法は、個人番号を利用できる事務の範囲、特定個人情報ファイルを作成できる範囲、特定個人情報を収集・保管・提供でき</p> </div>	<p>読み替えて準用されるため留意する必要がある。</p> <p>① 訂正請求の代理人（番号法第30条第4項により読み替えて準用される独立行政法人等個人情報保護法第27条第2項、第28条第2項） （略）</p> <p>② 情報提供等の記録の提供先への通知（番号法第30条第4項により読み替えて準用される独立行政法人等個人情報保護法第35条） 情報提供等の記録の訂正等が行われた場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び情報照会者又は情報提供者に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>j 開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等（番号法第30条第4項により準用される独立行政法人等個人情報保護法第46条第1項） （略）</p> <p style="text-align: center;">（別添）特定個人情報に関する安全管理措置 （事業者編）</p> <p>【目次】 （略）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>要点</p> <p>○ 番号法における安全管理措置の考え方 番号法は、個人番号を利用できる事務の範囲、特定個人情報ファイルを作成できる範囲、特定個人情報を収集・保管・提供でき</p> </div>

改正案	現行
<p>る範囲等を制限している。したがって、事業者は、<u>個人番号（生存する個人のものだけでなく死者のものも含む。）及び特定個人情報</u>（以下「特定個人情報等」という。）の漏えい、滅失又は毀損（以下「情報漏えい等」という。）の防止等のための安全管理措置の検討に当たり、次に掲げる事項を明確にすることが重要である。</p> <p>A ~ C （略）</p> <p>○ 安全管理措置の検討手順 （略）</p> <p>○ 講ずべき安全管理措置の内容 事業者は、安全管理措置の検討に当たり、番号法及び個人情報保護法等関係法令並びに本ガイドライン及び<u>個人情報保護法ガイドライン等</u>を遵守しなければならない。</p> <p>本ガイドラインは、次に掲げる項目に沿って記述している。→</p> <p>2</p> <p>A ~ F （略）</p>	<p>る範囲等を制限している。したがって、事業者は、<u>個人番号及び特定個人情報</u>（以下「特定個人情報等」という。）の漏えい、滅失又は毀損（以下「情報漏えい等」という。）の防止等のための安全管理措置の検討に当たり、次に掲げる事項を明確にすることが重要である。</p> <p>A ~ C （略）</p> <p>○ 安全管理措置の検討手順 （略）</p> <p>○ 講ずべき安全管理措置の内容 事業者は、安全管理措置の検討に当たり、番号法及び個人情報保護法等関係法令並びに本ガイドライン及び<u>主務大臣のガイドライン等</u>を遵守しなければならない。</p> <p>本ガイドラインは、次に掲げる項目に沿って記述している。→</p> <p>2</p> <p>A ~ F （略）</p>
<p>1 （略）</p> <p>2 講ずべき安全管理措置の内容 本セクション2においては、特定個人情報等の保護のために必要な安全管理措置について本文で示し、その具体的な手法の例示及び中小規模事業者における対応方法を記述している。</p> <p>それぞれの項目の位置付けを次に掲げる。安全管理措置の検討に当たっては、番号法及び個人情報保護法等関係法令並びに本ガイドライン及び<u>個人情報保護法ガイドライン等</u>を遵守しなければならない。</p>	<p>1 （略）</p> <p>2 講ずべき安全管理措置の内容 本セクション2においては、特定個人情報等の保護のために必要な安全管理措置について本文で示し、その具体的な手法の例示及び中小規模事業者における対応方法を記述している。</p> <p>それぞれの項目の位置付けを次に掲げる。安全管理措置の検討に当たっては、番号法及び個人情報保護法等関係法令並びに本ガイドライン及び<u>主務大臣のガイドライン等</u>を遵守しなければならない。</p>

改正案	現行
<ul style="list-style-type: none"> • 手法の例示：具体的な手法を例示したものである。本例示は、これに限定する趣旨で記載したのではなく、事業者の規模及び特定個人情報等を取り扱う事務の特性等により、適切な手法を採用することが重要である。 • 中小規模事業者^(注)における対応方法：中小規模事業者については、事務で取り扱う個人番号の数量が少なく、また、特定個人情報等を取り扱う従業者が限定的であること等から、特例的な対応方法を示すものである。 <p>なお、中小規模事業者が、手法の例示に記載した手法を採用することは、より望ましい対応である。</p> <p>(注) 「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者をいう。ただし、次に掲げる事業者を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 個人番号利用事務実施者 • 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者 • 金融分野（<u>個人情報保護委員会・金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野</u>）の事業者 • <u>その事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の合計が過去6月以内のいずれかの日において5,000を超える事業者</u> <p><u>ここでいう「従業員」とは、「中小企業基本法」（昭和38年法律第154号）における従業員をいい、「労働基準法」（昭和22年法律第49号）第20条の適用を受ける労働者に相当する者をいう。ただ</u></p> 	<ul style="list-style-type: none"> • 手法の例示：具体的な手法を例示したものである。本例示は、これに限定する趣旨で記載したのではなく、事業者の規模及び特定個人情報等を取り扱う事務の特性等により、適切な手法を採用することが重要である。 • 中小規模事業者^(注)における対応方法：中小規模事業者については、事務で取り扱う個人番号の数量が少なく、また、特定個人情報等を取り扱う従業者が限定的であること等から、特例的な対応方法を示すものである。 <p>なお、中小規模事業者が、手法の例示に記載した手法を採用することは、より望ましい対応である。</p> <p>(注) 「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 個人番号利用事務実施者 • 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者 • 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野）の事業者 • <u>個人情報取扱</u>事業者

改正案	現行
<p><u>し、同法第 21 条の規定により同法第 20 条の適用が除外されている者は除く。</u></p> <p>A (略)</p> <p>B 取扱規程等の策定 (略)</p> <p>《手法の例示》</p> <p>* 取扱規程等は、次に掲げる管理段階ごとに、取扱方法、責任者・事務取扱担当者及びその任務等について定めることが考えられる。具体的に定める事項については、C～F に記述する安全管理措置を織り込むことが重要である。</p> <p>① <u>取得</u>段階 ② <u>利用</u>段階 ③ <u>保存</u>段階 ④ <u>提供</u>段階 ⑤ <u>削除・廃棄</u>段階</p> <p>(略)</p> <p>C 組織的安全管理措置 (略)</p> <p>a (略)</p> <p>b 取扱規程等に基づく運用</p> <p>取扱規程等に基づく<u>運用を行うとともに、その状況</u>を確認するため、システムログ又は利用実績を記録する。</p> <p>《手法の例示》</p> <p>* 記録する項目としては、次に掲げるものが挙げられる。</p>	<p>A (略)</p> <p>B 取扱規程等の策定 (略)</p> <p>《手法の例示》</p> <p>* 取扱規程等は、次に掲げる管理段階ごとに、取扱方法、責任者・事務取扱担当者及びその任務等について定めることが考えられる。具体的に定める事項については、C～F に記述する安全管理措置を織り込むことが重要である。</p> <p>① <u>取得する</u>段階 ② <u>利用を行う</u>段階 ③ <u>保存する</u>段階 ④ <u>提供を行う</u>段階 ⑤ <u>削除・廃棄を行う</u>段階</p> <p>(略)</p> <p>C 組織的安全管理措置 (略)</p> <p>a (略)</p> <p>b 取扱規程等に基づく運用</p> <p>取扱規程等に基づく<u>運用状況</u>を確認するため、システムログ又は利用実績を記録する。</p> <p>《手法の例示》</p> <p>* 記録する項目としては、次に掲げるものが挙げられる。</p>

改正案	現行
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定個人情報ファイルの利用・出力状況の記録 ・ 書類・媒体等の<u>持ち運び</u>の記録 ・ 特定個人情報ファイルの削除・廃棄記録 ・ 削除・廃棄を委託した場合、これを証明する記録等 ・ 特定個人情報ファイルを情報システムで取り扱う場合、事務取扱担当者の情報システムの利用状況（ログイン実績、アクセスログ等）の記録 <p>c (略)</p> <p>d 情報漏えい等事案に対応する体制の整備 (略)</p> <p>《手法の例示》</p> <ul style="list-style-type: none"> * 情報漏えい等の事案の発生時に、次のような対応を行うことを念頭に、体制を整備することが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事実関係の調査及び原因の究明 ・ 影響を受ける可能性のある本人への連絡 ・ 委員会 <u>又は事業所管大臣等</u> への報告 ・ 再発防止策の検討及び決定 ・ 事実関係及び再発防止策等の公表 <p>(略)</p> <p>e 取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し (略)</p> <p>《手法の例示》</p> <ul style="list-style-type: none"> * 特定個人情報等の取扱状況について、定期的に自ら行う点検又は <u>他部署等による監査を実施することが考えられる。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定個人情報ファイルの利用・出力状況の記録 ・ 書類・媒体等の<u>持出し</u>の記録 ・ 特定個人情報ファイルの削除・廃棄記録 ・ 削除・廃棄を委託した場合、これを証明する記録等 ・ 特定個人情報ファイルを情報システムで取り扱う場合、事務取扱担当者の情報システムの利用状況（ログイン実績、アクセスログ等）の記録 <p>c (略)</p> <p>d 情報漏えい等事案に対応する体制の整備 (略)</p> <p>《手法の例示》</p> <ul style="list-style-type: none"> * 情報漏えい等の事案の発生時に、次のような対応を行うことを念頭に、体制を整備することが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事実関係の調査及び原因の究明 ・ 影響を受ける可能性のある本人への連絡 ・ 委員会 <u>及び主務大臣等</u> への報告 ・ 再発防止策の検討及び決定 ・ 事実関係及び再発防止策等の公表 <p>(略)</p> <p>e 取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し (略)</p> <p>《手法の例示》</p> <ul style="list-style-type: none"> * 特定個人情報等の取扱状況について、定期的に自ら行う点検又は <u>他部署等による監査を実施する。</u>

改正案	現行
<p>* 外部の主体による他の監査活動と合わせて、監査を実施することも考えられる。</p> <p>(略)</p> <p>D 人的安全管理措置</p> <p>(略)</p> <p>a (略)</p> <p>b 事務取扱担当者の教育</p> <p>(略)</p> <p>《手法の例示》</p> <p>* 特定個人情報等の取扱いに関する留意事項等について、従業員に定期的な研修等を行うことが考えられる。</p> <p>* 特定個人情報等についての秘密保持に関する事項を就業規則等に盛り込むことが考えられる。</p> <p>E 物理的安全管理措置</p> <p>(略)</p> <p>a (略)</p> <p>b 機器及び電子媒体等の盗難等の防止</p> <p>(略)</p> <p>《手法の例示》</p> <p>* 特定個人情報等を取り扱う機器、電子媒体又は書類等を、施錠できるキャビネット・書庫等に保管することが考えられる。</p> <p>* 特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムが機器のみで運用されている場合は、セキュリティワイヤー等により固定すること等が考えられる。</p>	<p>* 外部の主体による他の監査活動と合わせて、監査を実施することも考えられる。</p> <p>(略)</p> <p>D 人的安全管理措置</p> <p>(略)</p> <p>a (略)</p> <p>b 事務取扱担当者の教育</p> <p>(略)</p> <p>《手法の例示》</p> <p>* 特定個人情報等の取扱いに関する留意事項等について、従業員に定期的な研修等を行う。</p> <p>* 特定個人情報等についての秘密保持に関する事項を就業規則等に盛り込むことが考えられる。</p> <p>E 物理的安全管理措置</p> <p>(略)</p> <p>a (略)</p> <p>b 機器及び電子媒体等の盗難等の防止</p> <p>(略)</p> <p>《手法の例示》</p> <p>* 特定個人情報等を取り扱う機器、電子媒体又は書類等を、施錠できるキャビネット・書庫等に保管する。</p> <p>* 特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムが機器のみで運用されている場合は、セキュリティワイヤー等により固定すること等が考えられる。</p>

c 電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止

特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等を持ち運ぶ場合、容易に個人番号が判明しないよう、安全な方策を講ずる。

「持ち運ぶ」とは、特定個人情報等を管理区域又は取扱区域から外へ移動させること又は当該区域の外から当該区域へ移動させることをいい、事業所内での移動等であっても、特定個人情報等の紛失・盗難等に留意する必要がある。

≪手法の例示≫

- * 特定個人情報等が記録された電子媒体を安全に持ち運ぶ方法としては、持ち運ぶデータの暗号化、パスワードによる保護、施錠できる搬送容器の使用、追跡可能な移送手段の利用等が考えられる。ただし、行政機関等に法定調書等をデータで提出するに当たっては、行政機関等が指定する提出方法に従う。
- * 特定個人情報等が記載された書類等を安全に持ち運ぶ方法としては、封緘、目隠しシールの貼付、追跡可能な移送手段の利用等が考えられる。

【中小規模事業者における対応方法】

- 特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等を持ち運ぶ場合、パスワードの設定、封筒に封入し鞆に入れて搬送する等、紛失・盗難等を防ぐための安全な方策を講ずる。

d 個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄

個人番号関係事務又は個人番号利用事務を行う必要がなくなった場合で、所管法令等において定められている保存期間等を

c 電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止

特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等を持ち出す場合、容易に個人番号が判明しない措置の実施、追跡可能な移送手段の利用等、安全な方策を講ずる。

「持出し」とは、特定個人情報等を、管理区域又は取扱区域の外へ移動させることをいい、事業所内での移動等であっても、紛失・盗難等に留意する必要がある。

≪手法の例示≫

- * 特定個人情報等が記録された電子媒体を安全に持ち出す方法としては、持出しデータの暗号化、パスワードによる保護、施錠できる搬送容器の使用等が考えられる。ただし、行政機関等に法定調書等をデータで提出するに当たっては、行政機関等が指定する提出方法に従う。
- * 特定個人情報等が記載された書類等を安全に持ち出す方法としては、封緘、目隠しシールの貼付を行うこと等が考えられる。

【中小規模事業者における対応方法】

- 特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等を持ち出す場合、パスワードの設定、封筒に封入し鞆に入れて搬送する等、紛失・盗難等を防ぐための安全な方策を講ずる。

d 個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄

個人番号関係事務又は個人番号利用事務を行う必要がなくなった場合で、所管法令等において定められている保存期間等を

改正案	現行
<p>経過した場合には、個人番号をできるだけ速やかに復元<u>不可能な</u>手段で削除又は廃棄する。</p> <p>→ガイドライン第4-3-(3)B参照</p> <p>個人番号若しくは特定個人情報ファイルを削除した場合、又は電子媒体等を廃棄した場合には、削除又は廃棄した記録を保存する。また、これらの作業を委託する場合には、委託先が確実に削除又は廃棄したことについて、証明書等により確認する。</p> <p>《手法の例示》</p> <ul style="list-style-type: none"> * 特定個人情報等が記載された書類等を廃棄する場合、焼却又は溶解、<u>復元不可能な程度に細断可能なシュレッダーの利用、個人番号部分を復元不可能な程度にマスキングすること</u>等の復元不可能な手段を採用する<u>ことが考えられる</u>。 * 特定個人情報等が記録された機器及び電子媒体等を廃棄する場合、専用のデータ削除ソフトウェアの利用又は物理的な破壊等により、復元不可能な手段を採用する<u>ことが考えられる</u>。 * <u>特定個人情報等を取り扱う情報システム又は機器等において、</u>特定個人情報ファイル中の個人番号又は一部の特定個人情報等を削除する場合、容易に復元できない手段を採用する<u>ことが考えられる</u>。 * 特定個人情報等を取り扱う情報システムにおいては、保存期間経過後における個人番号の削除を前提とした情報システムを構築する<u>ことが考えられる</u>。 * 個人番号が記載された書類等については、保存期間経過後にお 	<p>経過した場合には、個人番号をできるだけ速やかに復元<u>できない</u>手段で削除又は廃棄する。</p> <p>→ガイドライン第4-3-(3)B「<u>保管制限と廃棄</u>」参照</p> <p>個人番号若しくは特定個人情報ファイルを削除した場合、又は電子媒体等を廃棄した場合には、削除又は廃棄した記録を保存する。また、これらの作業を委託する場合には、委託先が確実に削除又は廃棄したことについて、証明書等により確認する。</p> <p>《手法の例示》</p> <ul style="list-style-type: none"> * 特定個人情報等が記載された書類等を廃棄する場合、焼却又は溶解等の復元不可能な手段を採用する。 * 特定個人情報等が記録された機器及び電子媒体等を廃棄する場合、専用のデータ削除ソフトウェアの利用又は物理的な破壊等により、復元不可能な手段を採用する。 * 特定個人情報ファイル中の個人番号又は一部の特定個人情報等を削除する場合、容易に復元できない手段を採用する。 * 特定個人情報等を取り扱う情報システムにおいては、保存期間経過後における個人番号の削除を前提とした情報システムを構築する。 * 個人番号が記載された書類等については、保存期間経過後にお

改正案	現行
<p>ける廃棄を前提とした手順を定める<u>ことが考えられる。</u></p> <p>【中小規模事業者における対応方法】</p> <p>○ 特定個人情報等を削除・廃棄したことを、責任ある立場の者が確認する。</p> <p>F 技術的安全管理措置</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 外部からの不正アクセス等の防止 (略)</p> <p>《手法の例示》</p> <ul style="list-style-type: none"> * 情報システムと外部ネットワークとの接続箇所に、ファイアウォール等を設置し、不正アクセスを<u>遮断することが考えられる。</u> * 情報システム及び機器にセキュリティ対策ソフトウェア等（ウイルス対策ソフトウェア等）を<u>導入することが考えられる。</u> * 導入したセキュリティ対策ソフトウェア等により、入出力データにおける不正ソフトウェアの有無を<u>確認することが考えられる。</u> * 機器やソフトウェア等に標準装備されている自動更新機能等の活用により、ソフトウェア等を<u>最新状態とすることが考えられる。</u> * ログ等の分析を定期的に行い、不正アクセス等を<u>検知することが考えられる。</u> <p>d (略)</p> <p>(別冊) 金融業務における特定個人情報の適正な取扱い</p>	<p>ける廃棄を前提とした手順を定める。</p> <p>【中小規模事業者における対応方法】</p> <p>○ 特定個人情報等を削除・廃棄したことを、責任ある立場の者が確認する。</p> <p>F 技術的安全管理措置</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 外部からの不正アクセス等の防止 (略)</p> <p>《手法の例示》</p> <ul style="list-style-type: none"> * 情報システムと外部ネットワークとの接続箇所に、ファイアウォール等を設置し、不正アクセスを<u>遮断する。</u> * 情報システム及び機器にセキュリティ対策ソフトウェア等（ウイルス対策ソフトウェア等）を<u>導入する。</u> * 導入したセキュリティ対策ソフトウェア等により、入出力データにおける不正ソフトウェアの有無を<u>確認する。</u> * 機器やソフトウェア等に標準装備されている自動更新機能等の活用により、ソフトウェア等を<u>最新状態とする。</u> * ログ等の分析を定期的に行い、不正アクセス等を<u>検知する。</u> <p>d (略)</p> <p>(別冊) 金融業務における特定個人情報の適正な取扱い</p>

改正案	現行
<p style="text-align: center;">に関するガイドライン</p> <p>目次 (略)</p> <p>〈参考〉「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>第1 はじめに</p> <p>第2 用語の定義等</p> <p>第3 総論</p> <p style="padding-left: 20px;">第3-1 目的</p> <p style="padding-left: 20px;">第3-2 本ガイドラインの適用対象等</p> <p style="padding-left: 20px;">第3-3 本ガイドラインの位置付け等</p> <p style="padding-left: 20px;">第3-4 番号法の特定個人情報に関する保護措置</p> <p style="padding-left: 20px;">第3-5 特定個人情報保護のための主体的な取組について</p> <p style="padding-left: 20px;">第3-6 特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応 (削除)</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>第3-7 本ガイドラインの見直しについて</u></p> <p>第4 各論</p> </div> <p>別冊の位置付け</p> <p>「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」（以下「事業者ガイドライン」という。）は、事業者が主として従業員等の個人番号を取り扱う事務を行うことを前提に作成されて</p>	<p style="text-align: center;">に関するガイドライン</p> <p>目次 (略)</p> <p>〈参考〉「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>第1 はじめに</p> <p>第2 用語の定義等</p> <p>第3 総論</p> <p style="padding-left: 20px;">第3-1 目的</p> <p style="padding-left: 20px;">第3-2 本ガイドラインの適用対象等</p> <p style="padding-left: 20px;">第3-3 本ガイドラインの位置付け等</p> <p style="padding-left: 20px;">第3-4 番号法の特定個人情報に関する保護措置</p> <p style="padding-left: 20px;">第3-5 特定個人情報保護のための主体的な取組について</p> <p style="padding-left: 20px;">第3-6 特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>第3-7 個人情報取扱事業者でない個人番号取扱事業者における特定個人情報の取扱い</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>第3-8 本ガイドラインの見直しについて</u></p> <p>第4 各論</p> </div> <p>別冊の位置付け</p> <p>「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」（以下「事業者ガイドライン」という。）は、事業者が主として従業員等の個人番号を取り扱う事務を行うことを前提に作成されて</p>

改正案	現行
<p>いる。</p> <p>一方、金融分野（<u>個人情報保護委員会・金融庁</u>作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野をいう。）における事業者（以下「金融機関」という。）は、番号法、「所得税法」（昭和40年法律第33号）等の規定により、税及び災害対策の分野において、顧客の個人番号を取り扱う事務も行うこととなる。</p> <p>「（別冊）金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」は、事業者ガイドラインの別冊として、金融機関が金融業務に関連して顧客の個人番号を取り扱う事務において、特定個人情報の適正な取扱いを確保するための具体的な指針を定めるものである。</p> <p>本別冊ガイドラインは、事業者ガイドラインの「第4 各論」に相当する部分を構成するものであり、「第1 はじめに」から「第3 総論」までについては、事業者ガイドラインを参照するものとする。また、金融機関が行う金融業務以外の業務については、事業者ガイドラインを適用するものとする。</p> <p>本別冊ガイドラインの中で、「しなければならない」及び「してはならない」と記述している事項については、これらに従わなかった場合、法令違反と判断される可能性がある。一方、「望ましい」と記述している事項については、これに従わなかったことをもって直ちに法令違反と判断されることはないが、番号法の趣旨を踏まえ、可能な限り対応することが望まれるものである。</p> <p><u>※ 特定個人情報に関し、番号法に特段の規定がなく個人情報保護法が適用</u></p>	<p>いる。</p> <p>一方、金融分野（<u>金融庁</u>作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野をいう。）における事業者（以下「金融機関」という。）は、番号法、「所得税法」（昭和40年法律第33号）等の規定により、税及び災害対策の分野において、顧客の個人番号を取り扱う事務も行うこととなる。</p> <p>「（別冊）金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」は、事業者ガイドラインの別冊として、金融機関が金融業務に関連して顧客の個人番号を取り扱う事務において、特定個人情報の適正な取扱いを確保するための具体的な指針を定めるものである。</p> <p>本別冊ガイドラインは、事業者ガイドラインの「第4 各論」に相当する部分を構成するものであり、「第1 はじめに」から「第3 総論」までについては、事業者ガイドラインを参照するものとする。また、金融機関が行う金融業務以外の業務については、事業者ガイドラインを適用するものとする。</p> <p>本別冊ガイドラインの中で、「しなければならない」及び「してはならない」と記述している事項については、これらに従わなかった場合、法令違反と判断される可能性がある。一方、「望ましい」と記述している事項については、これに従わなかったことをもって直ちに法令違反と判断されることはないが、番号法の趣旨を踏まえ、可能な限り対応することが望まれるものである。</p> <p>(新設)</p>

改正案	現行
<p><u>される部分については、個人情報保護委員会・金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」等を遵守することを前提としている。</u></p> <p>1 特定個人情報の利用制限 1-(1) 個人番号の利用制限</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>要点</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (略) ○ (略) <p>(関係条文)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 番号法 第9条、<u>第30条第3項</u> ・ 個人情報保護法 第16条 </div> <p>1 個人番号の原則的な取扱い (略)</p> <p>A (略)</p> <p>B 利用目的を超えた個人番号の利用禁止</p> <p>a 利用目的を超えた個人番号の利用禁止 (番号法<u>第30条第3項</u>により読み替えて適用される個人情報保護法第16条第1項)</p> <p>金融機関は、個人番号の利用目的をできる限り特定しなければならない(個人情報保護法第15条第1項)が、その特定の程度としては、本人が、自らの個人番号がどのような目的で利用されるのかを一般的かつ合理的に予想できる程度に具体的に特定する必要がある。</p> <p>* 「金融商品取引に関する支払調書作成事務」、「保険取引に関する</p>	<p>1 特定個人情報の利用制限 1-(1) 個人番号の利用制限</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>要点</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (略) ○ (略) <p>(関係条文)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 番号法 第9条、<u>第29条第3項、第32条</u> ・ 個人情報保護法 第16条 </div> <p>1 個人番号の原則的な取扱い (略)</p> <p>A (略)</p> <p>B 利用目的を超えた個人番号の利用禁止</p> <p>a 利用目的を超えた個人番号の利用禁止 (番号法<u>第29条第3項</u>により読み替えて適用される個人情報保護法第16条第1項、<u>番号法第32条</u>)</p> <p>金融機関は、個人番号の利用目的をできる限り特定しなければならない(個人情報保護法第15条第1項)が、その特定の程度としては、本人が、自らの個人番号がどのような目的で利用されるのかを一般的かつ合理的に予想できる程度に具体的に特定する必要がある。</p> <p>* 「金融商品取引に関する支払調書作成事務」、「保険取引に関する</p>

改正案	現行
<p>る支払調書作成事務」のように特定することが考えられる。</p> <p>番号法は、個人情報保護法とは異なり、<u>本人の同意があったとしても、利用目的を超えて特定個人情報を利用してはならないと定めている。</u></p> <p>したがって、個人番号についても利用目的（個人番号を利用できる事務の範囲で特定した利用目的）の範囲内でのみ利用することができる。利用目的を超えて個人番号を利用する必要性が生じた場合には、当初の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲内で利用目的を変更して、本人への通知等を行うことにより、変更後の利用目的の範囲内で個人番号を利用することができる（個人情報保護法第15条第2項、第18条第3項）。</p> <p>（略）</p> <p>b 合併等の場合（番号法<u>第30条第3項</u>により読み替えて適用される個人情報保護法第16条第2項）</p> <p>（略）</p> <p>2 例外的な取扱いができる場合</p> <p>（略）</p> <p>a 金融機関が激甚災害時等に金銭の支払を行う場合（番号法第9条第4項、<u>第30条第3項</u>により読み替えて適用される個人情報保護法第16条第3項第1号、番号法施行令^{（注）}第10条、<u>激甚災害が発生したとき等においてあらかじめ締結した契約に基づく金銭の支払を行うために必要な限度で行う個人番号の利用に関する内閣府令（平成27年内閣府令第74号）</u>）</p>	<p>る支払調書作成事務」のように特定することが考えられる。</p> <p>番号法は、個人情報保護法とは異なり、<u>本人の同意があったとしても、利用目的を超えて特定個人情報を利用してはならないと定めている。</u></p> <p>したがって、個人番号についても利用目的（個人番号を利用できる事務の範囲で特定した利用目的）の範囲内でのみ利用することができる。利用目的を超えて個人番号を利用する必要性が生じた場合には、当初の利用目的と<u>相当の</u>関連性を有すると合理的に認められる範囲内で利用目的を変更して、本人への通知等を行うことにより、変更後の利用目的の範囲内で個人番号を利用することができる（個人情報保護法第15条第2項、第18条第3項）。</p> <p>（略）</p> <p>b 合併等の場合（番号法<u>第29条第3項</u>により読み替えて適用される個人情報保護法第16条第2項）</p> <p>（略）</p> <p>2 例外的な取扱いができる場合</p> <p>（略）</p> <p>a 金融機関が激甚災害時等に金銭の支払を行う場合（番号法第9条第4項、<u>第29条第3項</u>により読み替えて適用される個人情報保護法第16条第3項第1号、<u>番号法第32条</u>、番号法施行令^{（注）}第10条）</p>

改正案	現行
<p>(略)</p> <p>b 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難である場合（番号法第30条第3項により読み替えて適用される個人情報保護法第16条第3項第2号）</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>b 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難である場合（番号法第29条第3項により読み替えて適用される個人情報保護法第16条第3項第2号、<u>番号法第32条</u>）</p> <p>(略)</p>
<p>1-(2) 特定個人情報ファイルの作成の制限</p>	<p>1-(2) 特定個人情報ファイルの作成の制限</p>
<p>要点</p> <p>○ 個人番号関係事務を処理するために必要な範囲に限って、特定個人情報ファイルを作成することができる。</p> <p>(関係条文)</p> <p>・番号法 <u>第29条</u></p>	<p>要点</p> <p>○ 個人番号関係事務を処理するために必要な範囲に限って、特定個人情報ファイルを作成することができる。</p> <p>(関係条文)</p> <p>・番号法 <u>第28条</u></p>
<p>● 特定個人情報ファイルの作成の制限（番号法第29条）</p> <p>(略)</p>	<p>● 特定個人情報ファイルの作成の制限（番号法第28条）</p> <p>(略)</p>
<p>2 特定個人情報の安全管理措置等</p>	<p>2 特定個人情報の安全管理措置等</p>
<p>2-(1) (略)</p>	<p>2-(1) (略)</p>
<p>2-(2) 安全管理措置</p>	<p>2-(2) 安全管理措置</p>
<p>● 安全管理措置（番号法第12条、個人情報保護法第20条、第21条）</p>	<p>● 安全管理措置（番号法第12条、<u>第33条、第34条</u>、個人情報保護法第20条、第21条）</p>
<p>個人番号関係事務実施者である金融機関は、<u>個人番号（生存する個人のものだけでなく死者のものも含む。）及び特定個人情報</u>（以下「特定個人情報等」という。）の漏えい、滅失又は毀損の防止<u>その他</u><u>の特定個人情報等</u>の管理のために、必要かつ適切な措置を講じなければ</p>	<p>個人番号関係事務実施者である金融機関は、<u>個人番号及び特定個人情報</u>（以下「特定個人情報等」という。）の漏えい、滅失又は毀損の防止等、<u>特定個人情報等</u>の管理のために、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければならない。また、従業者^(註)に特定個人情報等を取</p>

改正案	現行
<p><u>ばならない</u>。また、従業者^(注)に特定個人情報等を取り扱わせるに当たっては、<u>特定個人情報等の安全管理が図られるよう</u>、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>※ 安全管理措置の具体的な内容については、事業者ガイドラインの「(別添) 特定個人情報に関する安全管理措置(事業者編)」を参照することとするが、<u>個人情報保護委員会・金融庁</u>作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」を遵守することを前提とする。</p> <p>3 特定個人情報の提供制限等</p> <p>3-1) (略)</p> <p>3-2) 個人番号の提供の求めの制限、特定個人情報の提供制限</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>要点</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (略) ○ (略) <p>(関係条文)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 番号法 第15条、第19条、<u>第30条第3項</u> ・ 個人情報保護法 第23条 </div> <p>1 (略)</p> <p>2 特定個人情報の提供制限 (番号法第19条)</p> <p>(略)</p> <p>A 「提供」の意義について</p> <p>「提供」とは、法的な人格を超える特定個人情報の移動を意味するものであり、同一法人の内部等の法的な人格を超えない特定</p>	<p>り扱わせるに当たっては、<u>特定個人情報等の安全管理措置が適切に講じられるよう</u>、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>※ 安全管理措置の具体的な内容については、事業者ガイドラインの「(別添) 特定個人情報に関する安全管理措置(事業者編)」を参照することとするが、<u>金融庁</u>作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」を遵守することを前提とする。</p> <p>3 特定個人情報の提供制限等</p> <p>3-1) (略)</p> <p>3-2) 個人番号の提供の求めの制限、特定個人情報の提供制限</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>要点</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (略) ○ (略) <p>(関係条文)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 番号法 第15条、第19条、<u>第29条第3項</u> ・ 個人情報保護法 第23条 </div> <p>1 (略)</p> <p>2 特定個人情報の提供制限 (番号法第19条)</p> <p>(略)</p> <p>A 「提供」の意義について</p> <p>「提供」とは、法的な人格を超える特定個人情報の移動を意味するものであり、同一法人の内部等の法的な人格を超えない特定</p>

改正案	現行
<p>個人情報の移動は「提供」ではなく「利用」に当たり、利用制限（番号法第9条、<u>第29条、第30条第3項</u>）に従うこととなる。</p> <p>なお、個人情報保護法においては、特定の者との間で共同して<u>利用される個人データが当該特定の者に提供される</u>場合には、第三者提供に当たらないとしている（個人情報保護法<u>第23条第5項第3号</u>）が、番号法においては、個人情報保護法<u>第23条第5項第3号</u>の適用を除外している（番号法<u>第30条第3項</u>）ことから、この場合も通常の「提供」に当たり、提供制限（同法第14条から第16条まで、第19条、第20条、<u>第30条第3項</u>）に従うこととなる。</p> <p>（略）</p> <p>B 特定個人情報を提供できる場合（番号法第19条第1号から<u>第15号</u>まで）</p> <p>（略）</p> <p>a ~ c （略）</p> <p>d 株式等振替制度を活用した提供（<u>第11号</u>、番号法施行令第24条、第25条）</p> <p>（略）</p> <p>e 委員会からの提供の求め（<u>第12号</u>）</p> <p>委員会が、特定個人情報の取扱いに関し、番号法<u>第35条第1項</u>の規定により、特定個人情報の提出を求めた場合には、この求めに応じ、<u>委員会に対し、特定個人情報を提供しなければならない。</u></p> <p>f 各議院審査等その他公益上の必要があるときの提供（<u>第13</u></p>	<p>個人情報の移動は「提供」ではなく「利用」に当たり、利用制限（番号法第9条、<u>第28条、第29条第3項、第32条</u>）に従うこととなる。</p> <p>なお、個人情報保護法においては、<u>個人データを</u>特定の者との間で共同して<u>利用する</u>場合には、第三者提供に当たらないとしている（個人情報保護法<u>第23条第4項第3号</u>）が、番号法においては、個人情報保護法<u>第23条第4項第3号</u>の適用を除外している（番号法<u>第29条第3項</u>）ことから、この場合も通常の「提供」に当たり、提供制限（同法第14条から第16条まで、第19条、第20条、<u>第29条第3項</u>）に従うこととなる。</p> <p>（略）</p> <p>B 特定個人情報を提供できる場合（番号法第19条第1号から<u>第14号</u>まで）</p> <p>（略）</p> <p>a ~ c （略）</p> <p>d 株式等振替制度を活用した提供（<u>第10号</u>、番号法施行令第24条、第25条）</p> <p>（略）</p> <p>e 委員会からの提供の求め（<u>第11号</u>）</p> <p>委員会が、特定個人情報の取扱いに関し、番号法<u>第38条第1項</u>の規定により、特定個人情報の提出を求めた場合には、この求めに応じ、<u>委員会に対し、特定個人情報を提供しなければならない。</u></p> <p>f 各議院審査等その他公益上の必要があるときの提供（<u>第12</u></p>

改正案	現行
<p><u>号</u>、番号法施行令第26条、同施行令別表) (略)</p> <p>g 人の生命、身体又は財産の保護のための提供 (<u>第14号</u>) (略)</p> <p>C 個人情報保護法上の第三者提供との違い (略)</p> <p>* 個人情報保護法<u>第28条</u>に基づく<u>開示の請求</u>、同法<u>第29条</u>に基づく<u>訂正等の請求</u>又は同法<u>第30条</u>に基づく<u>利用停止等の請求</u>において、本人から個人番号を付して<u>請求が行われた場合</u>や本人に対しその個人番号又は特定個人情報を提供する場合は、番号法第19条各号に定めはないものの、法の解釈上当然に特定個人情報の提供が認められるべき場合であり、特定個人情報を提供することができる。</p> <p>3-(3) 収集・保管制限</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>要点</p> <p>○ (略) (関係条文)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法 第20条 ・<u>個人情報保護法 第19条</u> </div> <p>● 収集・保管の制限 (番号法第20条) (略)</p> <p>A (略)</p> <p>B 保管制限と廃棄</p> <p>個人番号は、番号法で限定的に明記された事務を処理するために収集又は保管されるものであるから、それらの事務を行う必要</p>	<p><u>号</u>、番号法施行令第26条、同施行令別表) (略)</p> <p>g 人の生命、身体又は財産の保護のための提供 (<u>第13号</u>) (略)</p> <p>C 個人情報保護法上の第三者提供との違い (略)</p> <p>* 個人情報保護法<u>第25条</u>に基づく<u>開示の求め</u>、同法<u>第26条</u>に基づく<u>訂正等の求め</u>又は同法<u>第27条</u>に基づく<u>利用停止等の求め</u>において、本人から個人番号を付して<u>求めが行われた場合</u>や本人に対しその個人番号又は特定個人情報を提供する場合は、番号法第19条各号に定めはないものの、法の解釈上当然に特定個人情報の提供が認められるべき場合であり、特定個人情報を提供することができる。</p> <p>3-(3) 収集・保管制限</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>要点</p> <p>○ (略) (関係条文)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法 第20条 (<u>新設</u>) </div> <p>● 収集・保管の制限 (番号法第20条) (略)</p> <p>A (略)</p> <p>B 保管制限と廃棄</p> <p>個人番号は、番号法で限定的に明記された事務を処理するために収集又は保管されるものであるから、それらの事務を行う必要</p>

改正案	現行
<p>がある場合に限り特定個人情報を保管し続けることができる。また、個人番号が記載された書類等については、所管法令によって一定期間保存が義務付けられているものがあるが、これらの書類等に記載された個人番号については、その期間保管することとなる。</p> <p>一方、<u>それらの事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令において定められている保存期間を経過した場合には、個人番号をできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければならない。</u>なお、その個人番号部分を復元できない程度にマスキング又は削除した上で保管を継続することは<u>可能であるが、それが個人データに該当する場合において、利用する必要がなくなったときは、その個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない（個人情報保護法第19条）。</u></p> <p>（略）</p> <p>3-(4) （略）</p> <p>4 第三者提供の停止に関する取扱い</p> <div data-bbox="181 1054 1099 1366" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>要点</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ （略） ○ （略） <p>（関係条文）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 番号法 第30条第3項 ・ 個人情報保護法 第30条 </div> <p>● 第三者提供の停止（番号法第30条第3項により読み替えて適用される個人情報保護法第30条第3項及び第4項）</p>	<p>がある場合に限り特定個人情報を保管し続けることができる。また、個人番号が記載された書類等については、所管法令によって一定期間保存が義務付けられているものがあるが、これらの書類等に記載された個人番号については、その期間保管することとなる。</p> <p>一方、<u>それらの事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令において定められている保存期間を経過した場合には、個人番号をできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければならない。</u>なお、その個人番号部分を復元できない程度にマスキング又は削除した上で保管を継続することは<u>可能である。</u></p> <p>（略）</p> <p>3-(4) （略）</p> <p>4 第三者提供の停止に関する取扱い</p> <div data-bbox="1151 1054 2069 1366" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>要点</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ （略） ○ （略） <p>（関係条文）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 番号法 第29条第3項 ・ 個人情報保護法 第27条 </div> <p>● 第三者提供の停止（番号法第29条第3項により読み替えて適用される個人情報保護法第27条第2項）</p>

改正案	現行
<p>特定個人情報を提供することができるのは、番号法第19条各号に当てはまる場合に限定されており、それ以外の場合で特定個人情報を提供してはならない。<u>本人は、個人情報取扱事業者に対し、保有個人データである特定個人情報が同条各号に違反して違法に第三者に提供されているときは、当該特定個人情報の第三者への提供の停止を請求することができる。個人情報取扱事業者は、当該請求を受けた場合であって、当該請求に理由があることが判明したときには、遅滞なく、当該特定個人情報の第三者への提供を停止しなければならない。</u></p> <p>ただし、第三者への提供を停止することが困難であり、本人の権利利益を保護するために代替りの措置をとるときは、第三者への提供を停止しないことが認められており、この点は従来の個人情報保護法の取扱いと同様である。</p> <p>5 特定個人情報保護評価</p> <p>● 特定個人情報保護評価（番号法<u>第27条、第28条</u>） （略）</p> <p>6 個人情報保護法の主な規定</p> <p>個人情報取扱事業者は、特定個人情報の取扱いについて、次のとおり個人情報保護法の適用を受けるので留意する<u>必要がある</u> <u>（番号法第30条第3項により個人情報保護法第16条第3項第3号及び第4号、第17条第2項並びに第23条から第26条までの規定は適用除外）</u>。</p> <p>A 利用目的の特定（個人情報保護法第15条）</p> <p>a （略）</p> <p>b 利用目的の変更（第2項）</p>	<p>特定個人情報を提供することができるのは、番号法第19条各号に当てはまる場合に限定されており、それ以外の場合で特定個人情報を提供してはならない。<u>保有個人データである特定個人情報が、同条各号に違反して違法に第三者に提供されているという理由により、本人から第三者への当該特定個人情報の提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときには、遅滞なく、当該特定個人情報の第三者への提供を停止しなければならない。</u></p> <p>ただし、第三者への提供を停止することが困難であり、本人の権利利益を保護するために代替りの措置をとるときは、第三者への提供を停止しないことが認められており、この点は従来の個人情報保護法の取扱いと同様である。</p> <p>5 特定個人情報保護評価</p> <p>● 特定個人情報保護評価（番号法<u>第26条、第27条</u>） （略）</p> <p>6 個人情報保護法の主な規定</p> <p>個人情報取扱事業者は、特定個人情報の取扱いについて、次のとおり個人情報保護法の適用を受けるので留意する<u>必要がある</u>。</p> <p>A 利用目的の特定（個人情報保護法第15条）</p> <p>a （略）</p> <p>b 利用目的の変更（第2項）</p>

改正案	現行
<p>個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。</p> <p>B 利用目的の通知等（個人情報保護法第18条）</p> <p>a （略）</p> <p>b 利用目的の明示（第2項）</p> <p>個人情報取扱事業者は、aの規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（<u>電磁的記録</u>を含む。以下bにおいて同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>c・d （略）</p> <p>C データ内容の正確性の確保等（個人情報保護法第19条）</p> <p>個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つ<u>とともに、利用する必要がなくなつたときは、当該個人データを遅滞なく消去する</u>よう努めなければならない。</p> <p>D 適正取得（個人情報保護法<u>第17条第1項</u>） （略）</p> <p>E 保有個人データに関する事項の公表等（個人情報保護法<u>第27条</u>、個人情報保護法施行令<u>第8条</u>）</p>	<p>個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と<u>相当の</u>関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。</p> <p>B 利用目的の通知等（個人情報保護法第18条）</p> <p>a （略）</p> <p>b 利用目的の明示（第2項）</p> <p>個人情報取扱事業者は、aの規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（<u>電子的方式等で作られる記録</u>を含む。以下bにおいて同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>c・d （略）</p> <p>C データ内容の正確性の確保（個人情報保護法第19条）</p> <p>個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。</p> <p>D 適正取得（個人情報保護法<u>第17条</u>） （略）</p> <p>E 保有個人データに関する事項の公表等（個人情報保護法<u>第24条</u>、個人情報保護法施行令<u>第5条</u>）</p>

改正案	現行
<p>a 保有個人データに関する事項の公表（第1項）</p> <p>個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、i 当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称、ii 全ての保有個人データの利用目的（B d i から iii までに該当する場合を除く。）、iii 利用目的の通知、開示、訂正等、<u>利用停止等による請求</u>に応じる手続等、iv i から iii までに掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項として個人情報保護法施行令 <u>第8条</u>で定めるものについて、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。</p> <p>b・c （略）</p> <p>F 開示（個人情報保護法 <u>第28条</u>、個人情報保護法施行令 <u>第9条</u>）</p> <p>a 開示の請求（第1項）</p> <p><u>本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの開示を請求することができる。</u></p> <p>b 開示（第2項）</p> <p>個人情報取扱事業者は、<u>aの規定による請求を受けた</u>ときは、本人に対し、個人情報保護法施行令 <u>第9条</u>で定める方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより、i 本人等の権利利益を害するおそれがある場合、ii 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、iii 他の法令に違反することとなる場合のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。</p>	<p>a 保有個人データに関する事項の公表（第1項）</p> <p>個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、i 当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称、ii 全ての保有個人データの利用目的（B d i から iii までに該当する場合を除く。）、iii 利用目的の通知、開示、訂正等、<u>利用停止等の求め</u>に応じる手続等、iv i から iii までに掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項として個人情報保護法施行令 <u>第5条</u>で定めるものについて、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。</p> <p>b・c （略）</p> <p>F 開示（個人情報保護法 <u>第25条</u>、個人情報保護法施行令 <u>第6条</u>） （新設）</p> <p>a 開示（第1項）</p> <p>個人情報取扱事業者は、<u>本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を求められた</u>ときは、本人に対し、個人情報保護法施行令 <u>第6条</u>で定める方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより、i 本人等の権利利益を害するおそれがある場合、ii 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、iii 他の法令に違反することとなる場合のいずれかに該当する場合は、その全部</p>

改正案	現行
<p>c 本人に対する通知 (第3項)</p> <p>個人情報取扱事業者は、aの規定による請求に係る保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたとき、<u>又は当該保有個人データが存在しないとき</u>は、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。</p> <p>d 他の法令による開示 (第4項)</p> <p>他の法令の規定により、本人に対しbの本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、<u>a及びbの規定</u>は、適用しない。</p> <p>G 訂正等 (個人情報保護法第29条)</p> <p>a 訂正等の請求 (第1項)</p> <p><u>本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないときは、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除 (以下Gにおいて「訂正等」という。)を請求することができる。</u></p> <p>b 訂正等 (第2項)</p> <p>個人情報取扱事業者は、<u>aの規定による請求を受けた</u>場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。</p>	<p>又は一部を開示しないことができる。</p> <p>b 本人に対する通知 (第2項)</p> <p>個人情報取扱事業者は、aの規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。</p> <p>c 他の法令による開示 (第3項)</p> <p>他の法令の規定により、本人に対しaの本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、<u>aの規定</u>は、適用しない。</p> <p>G 訂正等 (個人情報保護法第26条)</p> <p>(新設)</p> <p>a 訂正等 (第1項)</p> <p>個人情報取扱事業者は、<u>本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除 (以下a及びbにおいて「訂正等」という。)を求められた</u>場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続が定められている場合を除</p>

改正案	現行
<p>c 本人に対する通知（第3項）</p> <p>個人情報取扱事業者は、aの規定による請求に係る保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。</p> <p>H 利用停止等（個人情報保護法第30条）</p> <p>a 利用停止等の請求（第1項）</p> <p><u>本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが1-(1)1B（利用目的を超えた個人番号の利用禁止）の規定に違反して取り扱われているとき又はDの規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下Hにおいて「利用停止等」という。）を請求することができる。</u></p> <p>b 利用停止等（第2項）</p> <p>個人情報取扱事業者は、<u>aの規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要</u></p>	<p>き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。</p> <p>b 本人に対する通知（第2項）</p> <p>個人情報取扱事業者は、aの規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。</p> <p>H 利用停止等（個人情報保護法第27条）（新設）</p> <p>a 利用停止等（第1項）</p> <p>個人情報取扱事業者は、<u>本人から、当該本人が識別される保有個人データが1-(1)1B（利用目的を超えた個人番号の利用禁止）の規定に違反して取り扱われているという理由又はDの規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下a及びbにおいて「利用停止等」という。）を求められた場合であって、その求めに理由</u></p>

改正案	現行
<p>なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。</p> <p>c 本人に対する通知（第5項）</p> <p>個人情報取扱事業者は、aの規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は4（第三者提供の停止に関する取扱い）の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。</p> <p>I 理由の説明（個人情報保護法第31条）</p> <p>個人情報取扱事業者は、E c、F c、G c又はH cの規定により、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。</p> <p>J 開示等の請求等に応じる手続（個人情報保護法第32条、個人情報保護法施行令第10条、第11条）</p> <p>a 開示等の請求の受付方法（第1項）</p> <p>個人情報取扱事業者は、E bの規定による求め又はF a、G a</p>	<p>があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。</p> <p>b 本人に対する通知（第3項）</p> <p>個人情報取扱事業者は、aの規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は個人情報保護法第27条第2項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。</p> <p>I 理由の説明（個人情報保護法第28条）</p> <p>個人情報取扱事業者は、E c、F b、G b又はH bの規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。</p> <p>J 開示等の求めに応じる手続（個人情報保護法第29条、個人情報保護法施行令第7条、第8条）</p> <p>a 開示等の求めの受付方法（第1項）</p> <p>個人情報取扱事業者は、E b、F a、G a又はH a若しくは4</p>

改正案	現行
<p>若しくはH a若しくは4（第三者提供の停止に関する取扱い）の規定による<u>請求（以下J及び個人情報保護法第53条第1項</u>において「<u>開示等の請求等</u>」という。）に関し、個人情報保護法施行令<u>第10条</u>で定めるところにより、その求め<u>又は請求</u>を受け付ける方法を定めることができる。この場合において、本人は、当該方法に従って、<u>開示等の請求等</u>を行わなければならない。</p> <p>b 特定するに足りる事項の提示（第2項）</p> <p>個人情報取扱事業者は、本人に対し、<u>開示等の請求等</u>に関し、その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、個人情報取扱事業者は、本人が容易かつ的確に<u>開示等の請求等</u>をすることができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。</p> <p>c 代理人（第3項）</p> <p><u>開示等の請求等</u>は、個人情報保護法施行令<u>第11条</u>で定めるところにより、代理人によってすることができる。</p> <p>d 本人に対する配慮（第4項）</p> <p>個人情報取扱事業者は、aからcまでの規定に基づき<u>開示等の請求等</u>に応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。</p> <p>K 手数料（個人情報保護法<u>第33条</u>）</p> <p>a 手数料の徴収（第1項）</p> <p>個人情報取扱事業者は、E bの規定による利用目的の通知<u>を求められたとき、又はF a</u>の規定による開示<u>の請求を受けた</u>とき</p>	<p>（第三者提供の停止に関する取扱い）の規定による<u>求め（以下aからdまで</u>において「<u>開示等の求め</u>」という。）に関し、個人情報保護法施行令<u>第7条</u>で定めるところにより、その求めを受け付ける方法を定めることができる。この場合において、本人は、当該方法に従って、<u>開示等の求め</u>を行わなければならない。</p> <p>b 特定するに足りる事項の提示（第2項）</p> <p>個人情報取扱事業者は、本人に対し、<u>開示等の求め</u>に関し、その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、個人情報取扱事業者は、本人が容易かつ的確に<u>開示等の求め</u>をすることができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。</p> <p>c 代理人（第3項）</p> <p><u>開示等の求め</u>は、個人情報保護法施行令<u>第8条</u>で定めるところにより、代理人によってすることができる。</p> <p>d 本人に対する配慮（第4項）</p> <p>個人情報取扱事業者は、aからcまでの規定に基づき<u>開示等の求め</u>に応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。</p> <p>K 手数料（個人情報保護法<u>第30条</u>）</p> <p>a 手数料の徴収（第1項）</p> <p>個人情報取扱事業者は、E bの規定による利用目的の通知<u>又はF a</u>の規定による開示<u>を求められた</u>ときは、当該措置の実施に関</p>

改正案	現行
<p>は、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。</p> <p>b (略)</p> <p>L 事前の請求 (個人情報保護法第34条)</p> <p>a 事前の請求 (第1項)</p> <p><u>本人は、F a、G a又はH a若しくは4 (第三者提供の停止に関する取扱い)の規定による請求に係る訴えを提起しようとするときは、その訴えの被告となるべき者に対し、あらかじめ、当該請求を行い、かつ、その到達した日から2週間を経過した後でなければ、その訴えを提起することができない。ただし、当該訴えの被告となるべき者がその請求を拒んだときは、この限りでない。</u></p> <p>b みなす規定 (第2項)</p> <p><u>aの請求は、その請求が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。</u></p> <p>c 仮処分命令の申立てについての準用 (第3項)</p> <p><u>a及びbの規定は、F a、G a又はH a若しくは4 (第三者提供の停止に関する取扱い)の規定による請求に係る仮処分命令の申立てについて準用する。</u></p> <p>M 苦情の処理 (個人情報保護法第35条)</p> <p>a・b (略)</p>	<p>し、手数料を徴収することができる。</p> <p>b (略)</p> <p>(新設)</p> <p>L 苦情の処理 (個人情報保護法第31条)</p> <p>a・b (略)</p>